

藤沢市民会館等再整備 基本構想

〈 素 案 〉

令和3年●月

藤 沢 市

目 次

◇はじめに	1
第1章 事業の経緯と事業対象地の現状	2
1 藤沢市民会館等再整備事業の経緯・背景	2
2 事業対象地及び施設の現状	3
3 上位関連計画等	14
第2章 市民及び関係団体等の意見.....	17
1 令和2年度までの市民及び関係団体等の意見.....	17
2 令和3年度の市民等の意見	18
第3章 基本理念・基本方針.....	20
1 基本理念及び基本方針の考え方	20
2 基本理念.....	21
3 基本方針.....	22
第4章 公共施設の再整備の考え方.....	24
1 複合化する施設(機能)	24
2 藤沢市民会館の設置目的、今後の方針.....	31
第5章 ゾーニングのイメージ.....	37
1 ゾーニング検討に係る条件等	37
2 ゾーニングのパターン.....	44
第6章 今後の事業推進.....	46
1 事業手法の考え方	46
2 事業スケジュール	47
3 事業推進に当たっての今後の課題.....	47
資料.....	49
1 事業対象地の現在の様子	49
2 市民及び関係団体等の意見のまとめ	52
3 藤沢市民会館等再整備基本構想策定検討委員会	64



◇はじめに

藤沢市（以下「本市」という。）では、芸術文化や生活文化等、様々な分野において多様な文化活動が、市民等がその中心となったなかで脈々と行われてきました。また、本市の風土・気候・風景等によって醸成されてきた、独自の歴史や景観に関する文化が息づいています。これらの一層の充実と活性化を図るとともに、本市固有の文化として「ふじさわ文化」の創造と、その発信を通じ、郷土への誇りや愛着をはぐくみ、魅力を実感できる文化都市として発展していくことを目指しております。

一方、本市における文化活動の中心となってきた藤沢市民会館（以下「市民会館」という。）については、隣接する旧南市民図書館とともに老朽化が進行していることに加え、バリアフリー対応といった社会状況の変化により求められるようになったサービスへの対応等に課題があることから、第1次及び第2次藤沢市公共施設再整備プランの短期プランにおける検討事業に位置付け、その再整備の方向性について検討を行った結果、「建て替え」による再整備を行うことを決定しました。

その後、関係団体等から再整備にかかる意見を収集するとともに市民ワークショップなどにより市民ニーズの把握に努めてきました。加えて、市役所の内部においても庁内検討プロジェクトを設置し、市民会館等として複合化する機能について検討を重ねてきました。

「藤沢市民会館等再整備基本構想」（以下「基本構想」という。）は、これまでの検討結果や市民・利用者から収集した様々な意見を踏まえ、この再整備事業における基本理念や基本方針に加え、公共施設の再整備の考え方、ゾーニングのイメージ、今後の事業推進についての検討結果を取りまとめるとともに、市民会館等の再整備を含む事業の実現化に向けた基本的な考え方を整理したものです。

第1章 事業の経緯と事業対象地の現状

1 藤沢市民会館等再整備事業の経緯・背景

(1) 公共施設の再整備

本市は、保有する多くの公共施設が今後更新時期を迎えるため将来的な更新コストの増大が見込まれることや長期的に人口減少が想定されること等を背景とし、継続的な行政サービスの提供を可能にする公共施設の再整備を進めることを目的として、2014年（平成26年）3月に「藤沢市公共施設再整備基本方針」を策定し、その中で、「公共施設の安全性の確保」、「公共施設の長寿命化」、「公共施設の機能集約・複合化による施設数の縮減」を基本的な考え方として掲げています。

(2) 藤沢市民会館の建て替え

市民会館は1968年（昭和43年）に建設され、本市の文化の発信拠点として多くの市民に利用されてきました。しかし、建設から50年以上が経過し、耐震性に問題はないものの経年劣化は進んでおり、施設に関して利用者からも様々な指摘や要望が寄せられています。本市では、市民会館の再整備の方向性として、「大規模改修」と「建て替え」に絞り、検討してきましたが、建物調査の結果や財政面での比較検討、市民意見等、検討内容を総合的に判断し、「建て替え」による再整備に取り組むこととしました。

(3) 藤沢市民会館等再整備事業

藤沢市民会館等再整備事業（以下「本事業」という。）は、老朽化した市民会館及び南市民図書館の建て替えにあわせて、市民ギャラリーを複合化して再整備することを軸に事業を立案し、現在は、公共施設の再整備に係る計画を定めた「第3次藤沢市公共施設再整備プラン」の「実施事業」に位置づけています。

これまで、市役所の内部における連携を密にし、組織横断的に検討を進めることを目的として、令和元年度に市の職員で構成する庁内検討プロジェクトを立ち上げ、公共施設（機能）の複合化や市民会館周辺の課題解決について検討し、市民会館、南市民図書館及び市民ギャラリー以外の公共施設（機能）の複合化、隣接する奥田公園の活用並びに市民会館周辺地域の内水浸水対策施設の整備等を課題としてまとめてきました。

また、令和元年度以降、市民や利用者等からの意見を集約することを目的として、市民ワークショップや関係団体等からの意見聴取を継続的に実施し、市民参画を基本として事業を推進しています。

2 事業対象地及び施設の現状

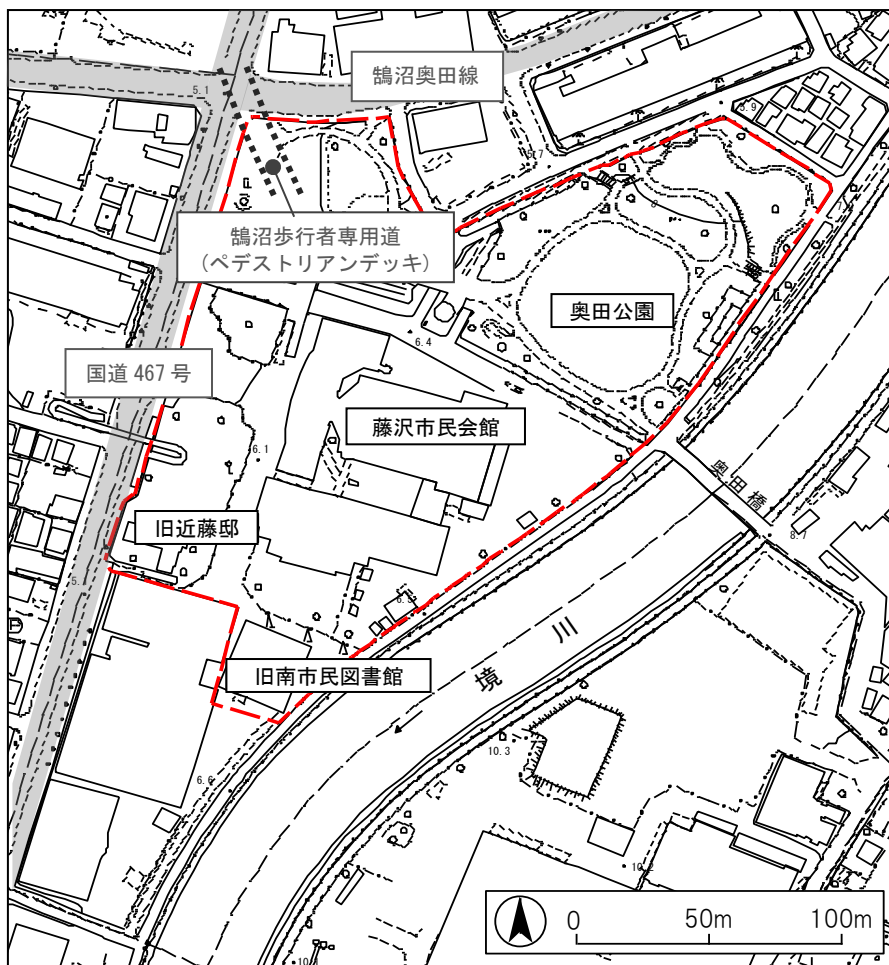
(1) 事業対象地の概要

本事業を実施する土地（以下「事業対象地」という。）には、市民会館、旧南市民図書館、旧近藤邸、奥田公園が立地しています。また、奥田公園の地下には奥田公園駐車場があります。

事業対象地は、藤沢駅から徒歩 10 分程度の位置にあり、北側には鶴沼奥田線、西側には国道 467 号が隣接しています。また、北側にはペDESTリアンデッキがあり、東側には境川があります。

表 1-1 事業対象地の概要

所在	藤沢市民会館 : 藤沢市鶴沼東 8 番 1 号 旧南市民図書館 : 藤沢市鶴沼東 8 番 2 号 奥田公園 : 藤沢市鶴沼東 12 番
地区計画	境川右岸鶴沼東地区地区計画
地域地区等	商業地域、準防火地域
建蔽率・容積率	建蔽率 80%・容積率 400% (地区計画により最高限度 300%)
敷地面積	藤沢市民会館 : 17,754.16 m ² 旧南市民図書館 : 1,413.70 m ² 奥田公園 : 16,648.87 m ² 合計 : 35,816.73 m ²
その他	奥田公園の一部は都市計画公園 (10,170.92 m ²) 洪水浸水想定区域 (洪水浸水深 : 3.0~5.0m未満の区域)



※背景図として都市計画基本図（令和 2 年度作成）を使用しています。

図 1-1 事業対象地の概要

(2) 各施設の現状

ア 藤沢市民会館

市民会館は、平成 29 年度に実施した建物調査の結果、設備類は経年劣化が進行しているものの、躯体は問題ないことが判明し、適切な保全工事を施せば今後 20 年程度は維持できることがわかりました。

このため、「設備改修を中心とした大規模改修により今後 20 年間使用していく場合」と「再整備をする場合」について比較検討を行いました。

その結果、長期的な施設の利便性や費用対効果、他の公共施設との複合化による効果等の面において「再整備をする場合」に優位性があると判断するに至りました。

表 1-2 藤沢市民会館の概要

所在	藤沢市鵠沼東 8 番 1 号		
開館	1968 年（昭和 43 年）10 月 （1986 年（昭和 61 年）に第 1 展示集会ホール及びレストラン施設が併設）		
敷地面積	17,754.16㎡	建築面積	4,636.97㎡
延床面積	10,589.84㎡	建物最高高さ	24.84m
構造・階層	鉄筋コンクリート造（一部S造） 大ホール棟：地下1階、地上4階建 小ホール会館棟：地下1階、地上3階建		
主な施設	大ホール （シングルバルコニー式）	(ア) 客席数1,380席 1階：1,024席（うち8席は移動席） 2階：356席 (イ) 舞台間口18m、奥行16m、高さ9m (ウ) 面積6,430.42㎡ (エ) 楽屋等楽屋No.1～5 リハーサル室、シャワー室	
	小ホール （ワンスロープ式）	(ア) 客席数434席 (イ) 舞台間口10.8m、奥行7.8m、高さ6m (ウ) 面積1,009.76㎡ (エ) 楽屋等楽屋No.1、2 シャワー室	
	第1展示集会ホール （平床、じゅうたん敷）	(ア) 面積373㎡ (イ) 人員いす席：250席 立席：500席	
	第2展示集会ホール （平床、じゅうたん敷）	(ア) 面積319㎡ (イ) 人員いす席：150席 立席：200席	
	会議室	(ア) 第1会議室面積：43㎡人員：16人 (イ) 第2会議室面積：109㎡人員：60人 (ウ) 第3会議室面積：51㎡人員：30人 (エ) 教養室面積：51㎡人員：36人 (オ) 和室面積：48㎡人員：36人	
	集会室	(ア) まつ面積：129㎡人員：60人 (イ) ふじ面積：58㎡人員：40人 (ウ) かわせみ面積：29㎡人員：10人 (エ) さくら（和室）面積：52㎡人員：30人	
	レストラン （アプローズ）	(ア) 面積164.23㎡ (イ) 人員80人	
	その他	職員用事務スペース、倉庫、機械室等	



写真 1-1 藤沢市民会館

イ 旧南市民図書館

平成 27 年度から 2 年間にわたり「藤沢市これからの図書館検討委員会」において、図書館サービスのあり方が議論され、旧南市民図書館は、施設の老朽化やバリアフリー非対応等の問題から、継続利用が困難であることが指摘されました。また、再整備が長期に及ぶ場合には、藤沢駅に近く、利便性が低下しない施設への仮移転を考慮するよう提言がありました。

このことから、将来的に従来の敷地（鶴沼東）で市民会館と同時に再整備することを前提に、再整備が完了するまでの間、藤沢駅南口に立地する ODAKYU 湘南 GATE（旧小田急百貨店藤沢店）を暫定的な移設先として選定し、2019 年（令和元年）7 月から現在の南市民図書館の供用を開始しています。

表 1-3 旧南市民図書館の概要

所在	藤沢市鶴沼東 8 番 2 号
開館	1963 年（昭和 38 年）に中央図書館として開館し、1987 年（昭和 62 年）に南市民図書館として開館
敷地面積	1,413.70㎡
建築面積	720.45㎡
延床面積	1,314.70㎡
建物最高高さ	10.75m
構造・階層	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 地下1階 地上2階
現在の状況	< 暫定移設中の南市民図書館の概要 > 所在地：藤沢市南藤沢21番1号 ODAKYU 湘南 GATE 6 階 開館：2019 年（令和元年）7 月 面積等：1,388.65㎡（貸出フロア、会議室等）



写真 1-2 旧南市民図書館



写真 1-3 現在の南市民図書館
(ODAKYU 湘南 GATE 内)

ウ 旧近藤邸

旧近藤邸の歴史的価値を踏まえ、本事業の建設工事エリアや施設の適切な配置を考慮し、現所在地から適切な位置への移設や、事業対象地内に移設する場合の活用及び運営方法を検討する必要があります。

なお、旧近藤邸で営業していた「軽食&喫茶すかいは一と」は、2020年（令和2年）2月に閉店し、現在は施設見学を受け入れています。

表 1-4 旧近藤邸の概要

所在	藤沢市鵠沼東8番1号
建設年	1925年（大正14年）築（1981年（昭和56年）に現位置に移築）
延床面積	173.39㎡
建築面積	150.52㎡
建物最高高さ	7.073m
構造・階層	木造2階建
その他	国登録有形文化財



写真 1-4 旧近藤邸

エ 市民ギャラリー（常設展示室含む）

市民ギャラリーは、2019年（令和元年）6月末までは、藤沢駅北口の民間施設内にありましたが、来館者数の伸び悩みや高額な維持管理費等の課題があったことから、南市民図書館の暫定移設に併せて ODAKYU 湘南 GATE に移設しました。また、将来は、この施設の設置目的が「市民に美術作品の発表と鑑賞の場を提供することにより、市民文化の向上に寄与するため」であることに鑑みて、本事業において再整備することが決定しています。

なお、市民ギャラリー内には、考古資料等を展示する「常設展示室」を設置しています。

表 1-5 市民ギャラリーの概要

所在	藤沢市南藤沢21番1号 ODAKYU 湘南 GATE6階
開館	2019年（令和元年）7月
面積	563.68㎡（常設展示室含む）



写真 1-5 市民ギャラリー（ODAKYU 湘南 GATE 内）

オ 奥田公園及び奥田公園駐車場

奥田公園の地下には、奥田公園駐車場が立地しています。また、事業対象地への車両の出入口は西側国道467号に1か所あり、車両の通路は奥田公園と市民会館との間を通っています。

本事業では、再整備する施設と奥田公園との物理的・機能的な一体性を意識した整備や、老朽化が進む奥田公園駐車場のあり方と活用方針を検討する必要があります。

表 1-6 奥田公園の概要

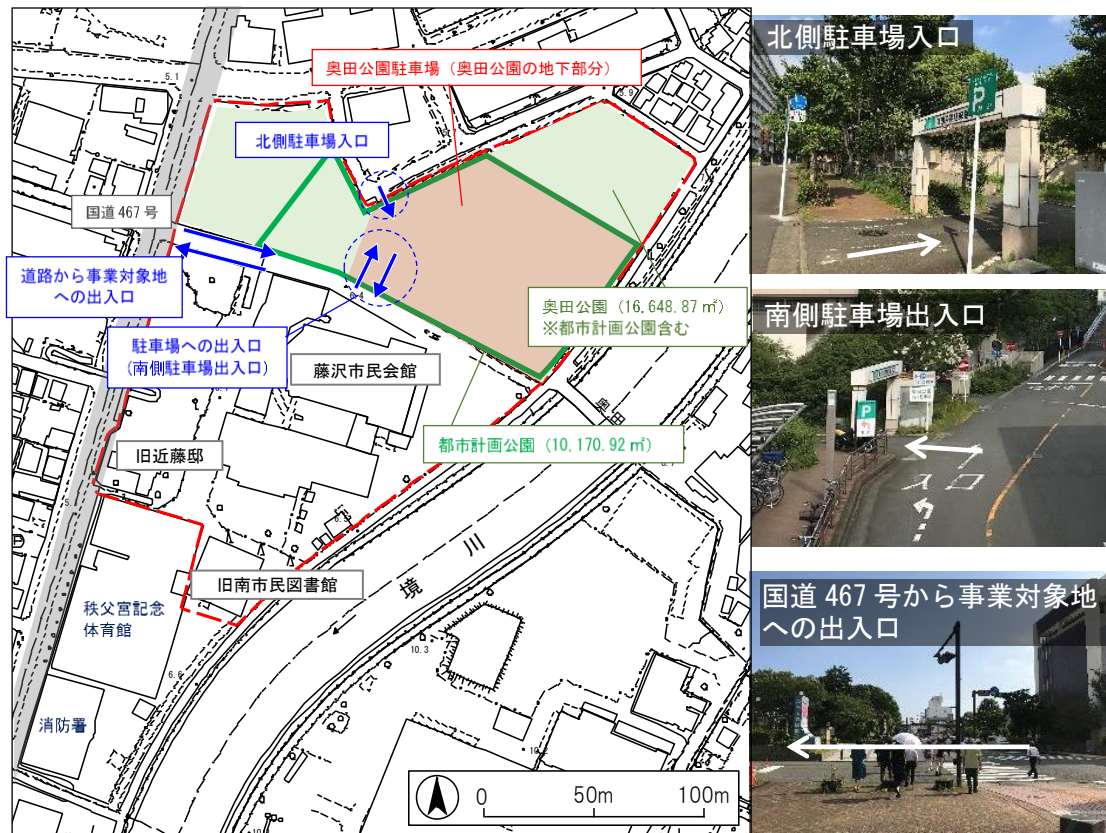
所在	藤沢市鶴沼東12番
面積	16,648.87㎡（左記のうち、10,170.92㎡は都市計画公園）
公園種別	近隣公園



写真 1-6 奥田公園

表 1-7 奥田公園駐車場の概要

所在	藤沢市鶴沼東5番3号
建設年	1995年（平成7年）築
駐車台数	410台（自走式：56台、機械式（三段式昇降横行式）：354台）
建築面積	6,848.96㎡
延床面積	10,442.05㎡（1階：10,268.96㎡、M2階：20.50㎡、2階：152.59㎡）



※背景図として都市計画基本図（令和2年度作成）を使用しています。

図 1-2 奥田公園及び奥田公園駐車場の位置

(3) 事業対象地の与条件

ア 事業対象地の都市計画に関する条件

事業対象地の都市計画に関する条件は次のとおりです。

表 1-8 事業対象地の都市計画

都市計画	内容								
都市計画公園	<p>事業対象地内に位置する奥田公園は、都市計画公園（3・3・11 奥田公園）として都市計画決定されている。</p> <p>本事業において奥田公園を既存の位置から変更する場合には、都市計画決定変更手続きを行う必要がある。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>番号</th> <th>公園名</th> <th>面積（都市計画決定）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近隣公園</td> <td>3・3・11</td> <td>奥田公園</td> <td>10,170.92 m²</td> </tr> </tbody> </table>	種別	番号	公園名	面積（都市計画決定）	近隣公園	3・3・11	奥田公園	10,170.92 m ²
種別	番号	公園名	面積（都市計画決定）						
近隣公園	3・3・11	奥田公園	10,170.92 m ²						
地区計画 (A地区※に該当する)	境川右岸鶴沼東地区地区計画（以下「地区計画」という。）が定められている。地区計画の区域内においては、地区計画の目標や土地利用の方針、建築物に係るルール等が定められている。								
地区計画の目標	うるおい・にぎわい空間の創出を図り、生活・文化機能を充実させるため、多機能交流拠点整備計画に基づき、本区域を中心に、生活・文化創出の拠点整備を図る。したがって、本計画は、生活・文化等の都市機能の集積を図り、奥田公園や多目的広場と一体となったうるおい・にぎわいの都市環境の形成と適正な土地利用の誘導を目標とする。								
土地利用の方針	生活・文化拠点として、奥田公園・多目的広場等と一体的に、文化・情報・交流施設等の機能の集積を図るとともに、適正かつ合理的な土地利用を推進する。								
地区施設の整備方針	奥田公園・多目的広場及び既存の道路網と関連させ、歩道状空地を確保し、楽しく歩けるデッキやプロムナードの整備を図っていく。								
建築物等の整備の方針	A地区については、生活・文化の拠点にふさわしい文化・情報・交流施設の整備、誘導を図るため、建築物の用途、壁面後退等の必要な基準を設ける。								
緑化の方針	奥田公園・多目的広場等と一体となって、緑にあふれたうるおいのある街並みを形成するため、敷地内緑化、公共空間での緑化を進めていく。								
建築物に関する事項	<p>○建築物の用途制限（次の各号に掲げるものは建築してはならない。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 住宅 2) 原動機を使用する工場で、作業場の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの 3) 倉庫業を営む倉庫 4) キャバレー 5) マージャン屋、ぱちんこ屋又は射的場 6) 低照度飲食店、区画席飲食店 7) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する建築基準法施行令第130条の9の2に規定するもの <p>○壁面位置の制限 A地区周辺道路に接する敷地は、建築物の外壁、又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの水平距離を2メートル以上とする。 ただし、奥田公園及び多目的広場の区域は除く。</p> <p>○建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度 30/10 ただし、敷地面積が500平方メートル未満は20/10とする。</p> <p>○建築物等の形態又は意匠の制限 建築物の屋根、外壁、設備及び屋外広告物等は、良好なまちなみを創出するため、周囲の景観と調和したものとする。</p>								

都市計画	内容
開発許可及び特定開発事業	500 m ² 以上の土地において、建築物を建築する目的で土地の区画形質を変更する場合は、開発行為に該当し、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 また、開発行為で、規模が3,000 m ² 以上のものは藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例に基づく特定開発事業に該当する。 特定開発事業では、雨水貯留施設や自動車駐車場等の公共施設等について整備基準が定められている。

※A地区：市民会館、旧南市民図書館、奥田公園、旧近藤邸、秩父宮記念体育館等を含むエリア

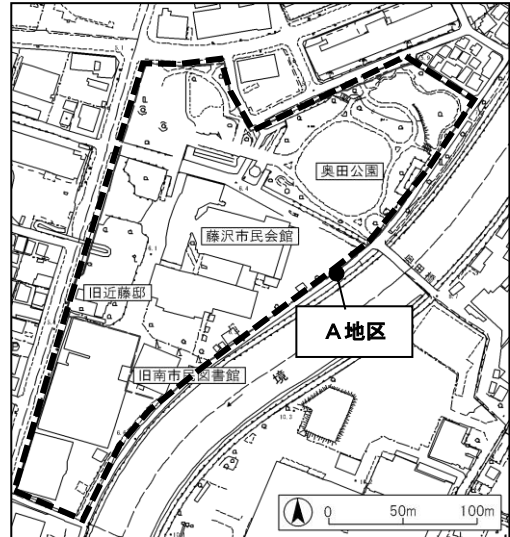


図 1-3 境川右岸鶴沼東地区地区計画の A 地区の範囲

イ 災害リスク及び防災上の位置づけ

事業対象地周辺では洪水による浸水等が想定されており、市民会館や奥田公園は災害時の避難場所に指定されています。

また、事業対象地周辺では内水浸水が多く発生しており、浸水被害の軽減に向けた対策が必要となっています。

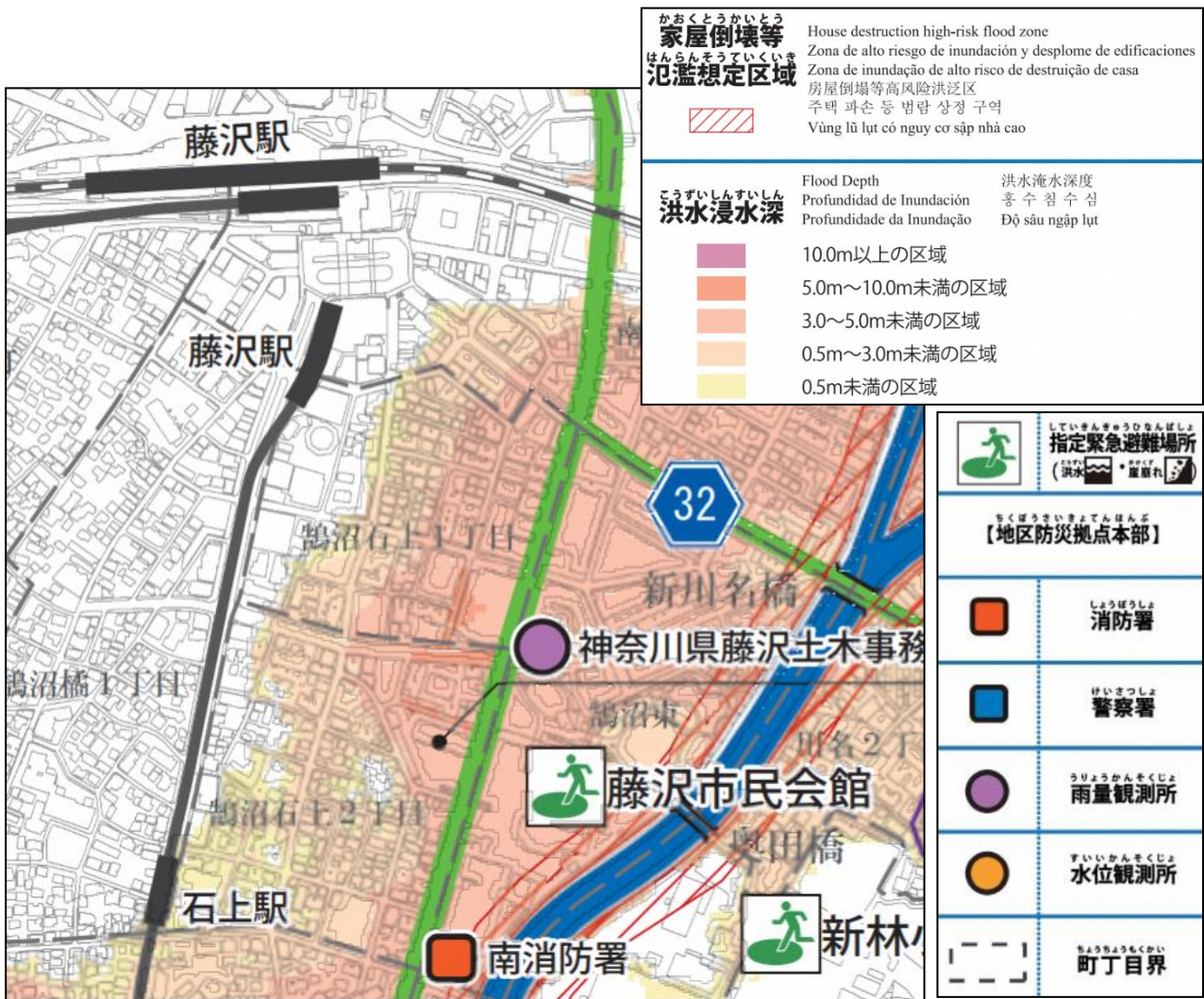
表 1-9 事業対象地の災害リスク及び防災上の位置づけ

災害種別	災害リスク及び防災上の位置づけ
洪水	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業対象地は、境川の洪水浸水想定区域（想定最大規模）に含まれている。（洪水浸水深は3.0～5.0m未満の区域） ● 市民会館は、洪水及び土砂災害発生時の指定緊急避難場所に指定されている。
内水浸水	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業対象地の大部分は、内水浸水想定区域図（計画降雨 60mm/hr）には含まれていないが、事業対象地周辺では、雨水を排水できないことにより発生する浸水や道路冠水（内水浸水）が多く発生している。 ● 浸水シミュレーション等により定量的に浸水リスクを評価した結果、事業対象地を含む鶴沼東部ブロックが浸水リスク 1 位であることがわかった。
津波・大規模火災	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業対象地は、津波浸水想定区域には含まれていない。 ● 市民会館は、津波災害時の指定避難所及び津波避難ビルに指定されている。 ● また、地震や津波後に大規模火災から避難する場所として、奥田公園を含む市民会館周辺が、指定緊急避難場所（大規模火災）に指定されている。

(7) 洪水

事業対象地は、境川の洪水浸水想定区域（想定最大規模）に含まれており、土砂災害・洪水ハザードマップ（令和2年度作成）において洪水浸水深は3.0～5.0m未満の区域となっています。また、事業対象地の一部には、家屋倒壊等氾濫想定区域（家屋の倒壊・流失をもたらすような激しい流れが発生するおそれがある堤防沿いの地域）が設定されています。

市民会館は、洪水及び土砂災害発生時の指定緊急避難場所に指定されています。



出典：土砂災害・洪水ハザードマップ（藤沢市、令和2年度作成）

図 1-4 事業対象地付近の洪水浸水想定区域（想定最大規模）

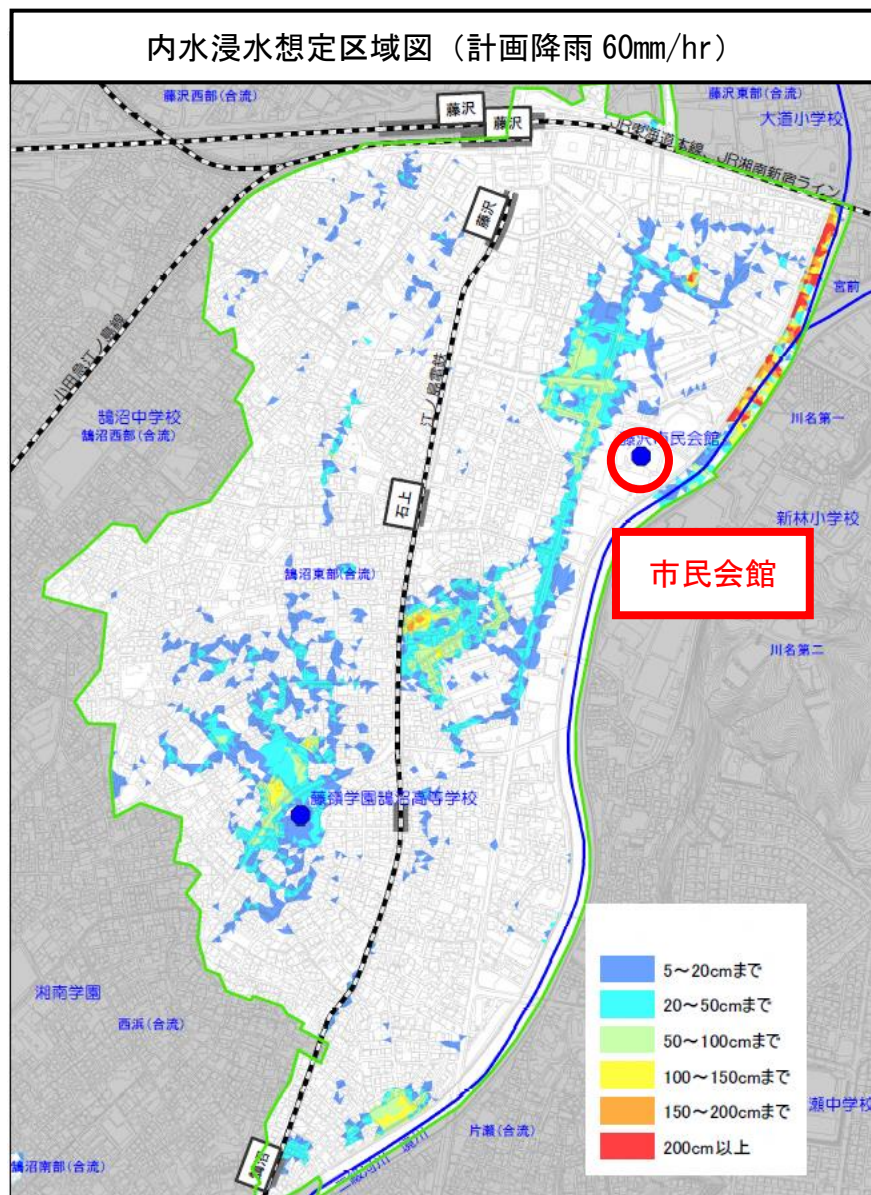
(イ) 内水浸水

事業対象地周辺では、道路冠水等の雨水を排水できないことにより発生する浸水（内水浸水）が多く発生しています。

本市では、浸水被害の軽減に向けて「藤沢市雨水管理総合計画」の策定を進めており、令和3年度に策定予定です。また計画策定に向けた取組状況として市内175ブロックごとに浸水シミュレーション等により定量的に浸水リスクを評価しました。その結果、事業対象地を含む鶴沼東部ブロックが浸水リスク1位であることがわかりました。

本市ではこのような順位の高いブロックから対策を進めていく必要があることから、本ブロックの浸水被害の軽減を図る方法として雨水ポンプ場と貯留施設などの浸水対策施設を整備することとしました。雨水ポンプ場は雨水を河川に放流する施設のため、境川に隣接した用地が必要です。また、これらの施設整備には相当な広さの用地確保が必要ですが、都市機能が集積する本ブロックの周辺では新たな用地確保が困難な状況であることから、早期の施設整備には公共施設用地の活用が必要です。

以上のことから、境川が近く広さも十分な場所である事業対象地を活用し、浸水対策施設を整備します。



出典：藤沢市資料

図 1-5 内水浸水想定区域図

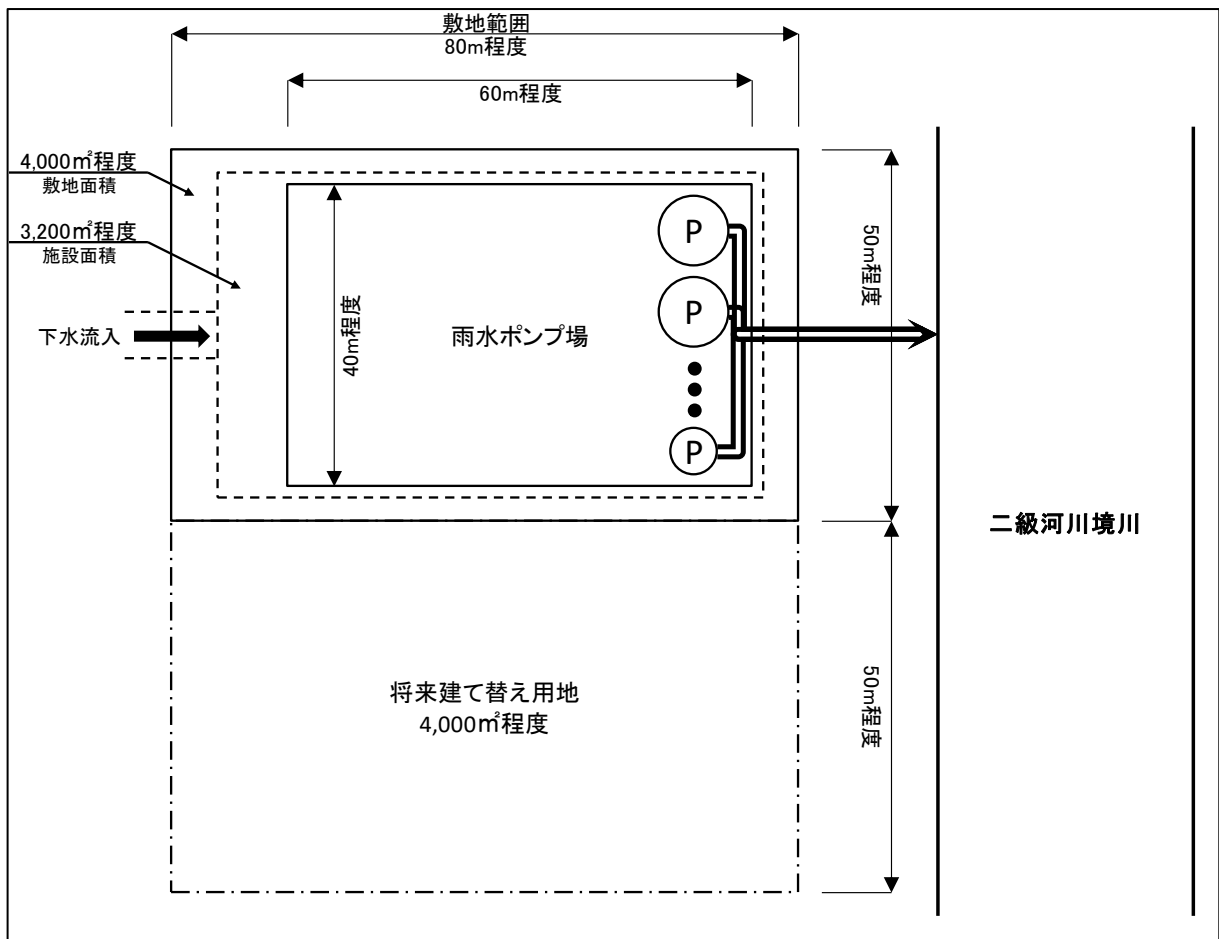


図 1-6 雨水ポンプ場模式図（平面）

※将来の建て替えは、必ずしも隣地で行うものではありません。

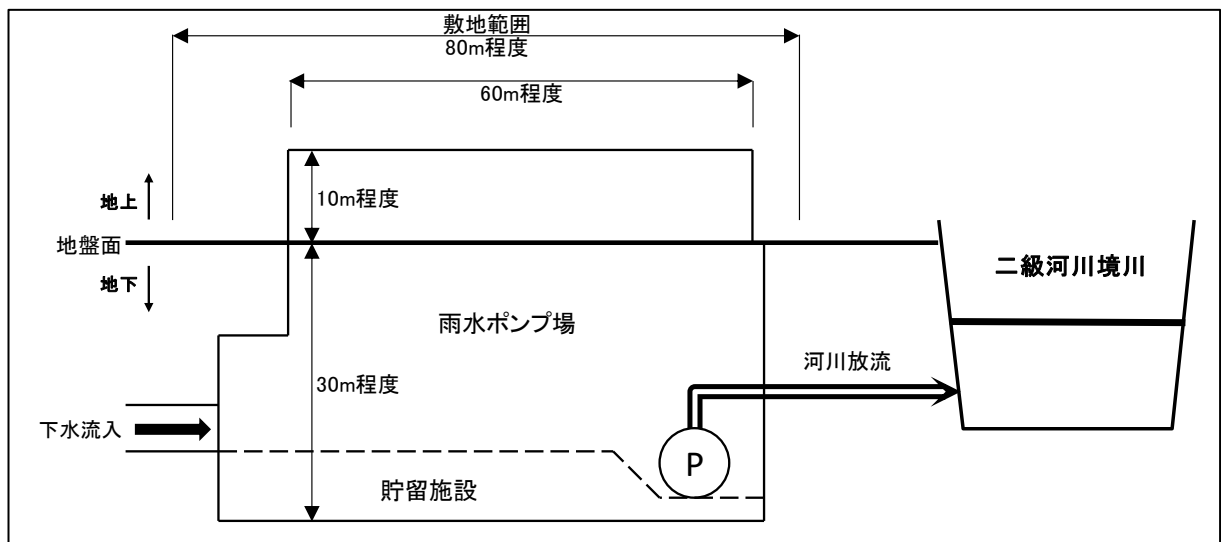
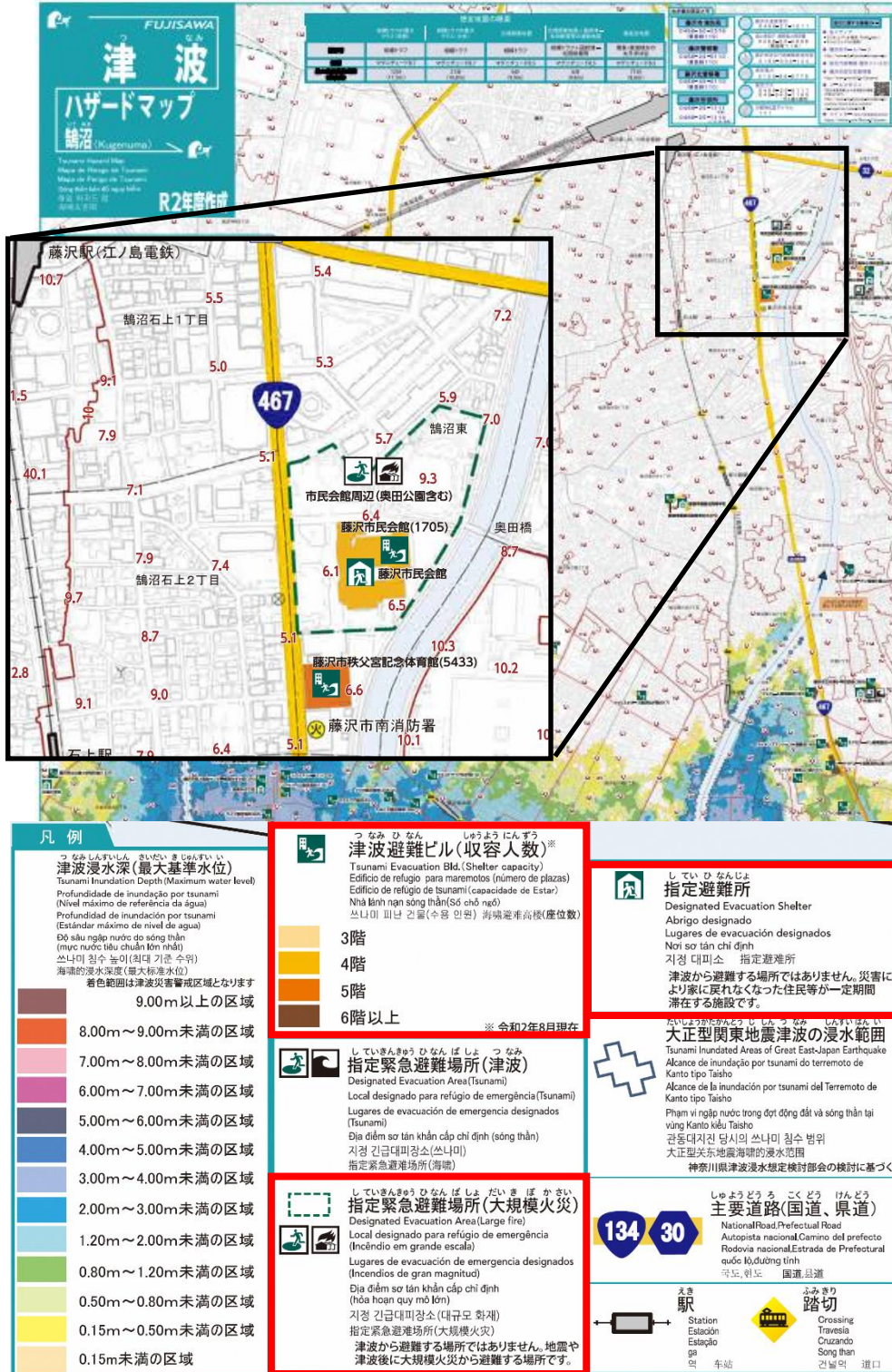


図 1-7 雨水ポンプ場模式図（断面）

(ウ) 津波・大規模火災

事業対象地は、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定区域には含まれていません。市民会館は、津波災害時の指定避難所及び津波避難ビルに指定されています。

また、地震や津波後に大規模火災から避難する場所として、奥田公園を含む市民会館周辺が、指定緊急避難場所（大規模火災）に指定されています。



出典：津波ハザードマップ（藤沢市、令和2年度作成）

図 1-8 事業対象地付近の津波浸水想定区域（最大クラス）

3 上位関連計画等

(1) 文化芸術に関する上位計画及び関連法令等

国・県・本市の文化芸術に関する上位計画及び関係法令等は次のとおりです。

表 1-10 国・県・藤沢市の文化芸術に関する上位計画及び関係法令等

	関係法令・上位計画	主な内容
国	文化芸術基本法 (平成 13 年制定、平成 29 年改正)	<ul style="list-style-type: none"> ● 「文化芸術基本法」では、文化芸術そのものの振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等文化芸術に関連する分野の施策についても法律の範囲となっており、国・独立行政法人・文化芸術団体・民間事業者等の連携・協働についても規定されている。 ● 文化芸術推進基本計画にて、目標 4「地域の文化芸術を推進するプラットフォーム」が掲げられている。
	劇場、音楽堂等の活性化に関する法律 (平成 24 年制定、平成 29 年改正)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方自治体の役割として、公立文化施設が担う使命を明確に定め、その実施の責務を負うとともに、運営方針の明確化や質の高い事業の実施、専門的人材の確保等、公立文化施設の活性化により地域の文化芸術振興を図る環境の整備を進めることが明文化されている。 ● 「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」にて、劇場、音楽堂等の事業や運営に関する具体的な方向性や地方自治体が果たすべき文化振興の役割として、社会参加の機会を開く社会包摂の機能を有する基盤としての役割が示されている。
	図書館法 (昭和 25 年制定、令和元年改正)	<ul style="list-style-type: none"> ● 図書館は、国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。 ● 図書、記録その他必要な資料を収集、整理、保存して、利用に供し、調査研究レクリエーションに資することとしている。
県	神奈川県総合計画 (平成 24 年策定)	<ul style="list-style-type: none"> ● 神奈川県は、2012 年（平成 24 年）に総合計画として「かながわグランドデザイン」を策定し、「基本構想」（～2025 年（令和 7 年））及び「実施計画」（～2022 年（令和 4 年））を示している。 ● 湘南地域圏の地域づくりの基本方向として、「地域資源を活かした地域づくり」「産学公の交流や連携」「地震や津波の備えの強化」を目指すことが位置づけられている。
	神奈川県文化芸術振興条例 (平成 20 年制定、平成 31 年一部改正)	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本理念として、「県民が等しく文化芸術を鑑賞・参加・創造することができる環境の整備を図ること」「地域の多様な文化芸術の共存が図られるよう配慮すること」「地域の伝統的な文化芸術が将来にわたり引き継がれるよう配慮すること」等が示されている。
	かながわ文化芸術振興計画 (平成 21 年策定、平成 31 年改定)	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化芸術の振興に関して 5 つの重点施策が示され、重点施策 1「地域の伝統的な文化芸術の保存、継承、活用」、重点施策 2「子どもや高齢者・障がい者など、あらゆる人の文化芸術活動の充実等」、重点施策 3「国際文化交流の充実」等が示されている。

	関係法令・上位計画	主な内容
藤 沢 市	藤沢市市政運営の総合指針 2024 (令和 3 年策定)	<ul style="list-style-type: none"> ● 「めざす都市像」を「郷土愛あふれる藤沢 ～松風に人の和うるわし 湘南の元気都市～」と位置づけている。 ● まちづくりテーマ 5「未来を見据えてみんなではじめる」として、重点施策 4「次世代につなげる歴史・文化施策の推進と多彩な魅力の発信」が示されている。
	藤沢市多文化共生のまちづくりの指針 (平成 26 年策定)	<ul style="list-style-type: none"> ● 指針の目的として「国籍や民族を超えて互いの文化を認めながら、共に生きる地域社会づくりが求められています」と示されており、重点目標として「国籍や民族・生活習慣の違いを認め合い、人権を尊重し、交流を深め、外国人市民と一般市民が「共に生きる」地域社会づくりを目指します」と示されている。
	藤沢市文化芸術振興計画 (平成 30 年策定)	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本目標 1「藤沢の特性を生かした文化芸術の振興を図ります」の中で、施策 3 として「文化芸術振興の拠点となる施設・体制のさらなる充実・強化」が掲げられ、その具体的取組の一つとして「市民会館の再整備方針等の検討」が挙げられている。

(2) 再整備に係る上位関連計画

再整備に係る上位関連計画については、次のとおりです。

表 1-11 再整備に係る上位関連計画

上位関連計画	主な内容
藤沢市都市マスタープラン (平成 11 年策定、平成 23 年改定、平成 30 年部分改定)	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業対象地は鶴沼地区に位置づけられ、まちづくりの基本方針として、商業・業務、サービス機能や文化・交流機能等の機能集積を促進することとされている。 ● 建物更新の時期を迎えている公共公益施設や大規模な民間建物については、“周辺の活力維持・向上につながる機能・土地利用を誘導する”こととされている。 ● 事業対象地は「水と緑のネットワーク」を形成する場所として位置づけられている。
藤沢市公共施設再整備基本方針 (平成 26 年策定、令和 3 年部分改定)	<ul style="list-style-type: none"> ● 「再整備の基本的な考え方」の一つとして、「公共施設の機能集約・複合化による施設数の縮減」を掲げ、「機能集約、複合化を伴わない単一機能での施設の建て替えを原則禁止」とされている。
第3次藤沢市公共施設再整備プラン (令和 3 年策定)	<ul style="list-style-type: none"> ● 「実施事業」として「藤沢市民会館等再整備」が位置づけられている。 ● 事業概要として、老朽化が進んでいる市民会館及び暫定移設している南市民図書館と市民ギャラリーの再整備を基本に、文書館、藤沢青少年会館、市民活動推進センター等の機能集約を図るとともに、浸水対策施設の整備を行うことが示されている。 ● 複合化等想定施設として、市民会館、南市民図書館、市民ギャラリー（常設展示室含む）、文書館、藤沢青少年会館、市民活動推進センター、奥田公園駐車場、浸水対策施設が示されている。
藤沢市緑の基本計画 (平成 23 年策定)	<ul style="list-style-type: none"> ● 奥田公園を含む事業対象地周辺は、「緑の軸線（境川の河川軸）」に位置づけられている。 ● 緑の骨格である河川を中心に、都市公園や緑地、道路の植樹帯等によって緑の拠点を結び、身近な緑から中心となる緑へ誰もが自由に移動でき、多様な活動ができるように、市域における緑のネットワーク化を進めることが示されている。
湘南ふじさわ下水道ビジョン (平成 23 年策定)	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業対象地を含め本市では、湘南ふじさわ下水道ビジョンの基本方針の一つとして「雨に強いまちづくりを進めます」に基づき、浸水被害の軽減に努めていることが示されている。

第2章 市民及び関係団体等の意見

1 令和2年度までの市民及び関係団体等の意見

市民会館の再整備等に関して、令和元年度、令和2年度に実施した市民ワークショップや意見集約等における主な意見は次のとおりです。

表 2-1 令和2年度までの市民及び関係団体等の主な意見

項目	主な意見
市民ワークショップの結果 (令和元年度：全4回実施)	<ul style="list-style-type: none"> ● 誰もが集い、文化芸術に触れることができる施設 ● 様々な人々、分野の垣根を超えた交流をはぐくむ施設 ● 複合施設として一体型の建物を整備し、周囲はオープンなスペースとして多目的に使用できるようにする
中・高校生向けワークショップの結果 (令和元年度：1回実施)	<ul style="list-style-type: none"> ● スタジオや小さめの劇場、展示スペース、伝統芸能を体験できる場所、ダンスができる大きな部屋 ● 自習室や勉強専用スペース、フリースペース、休憩所、カフェ
関係団体意見等 (令和元年度：2団体に実施)	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設のバリアフリー化 ● 文化活動を主体とした活動ができる場であること ● 様々な文化体験ができる文化スペースであるべき ● 子ども、青少年、若者たちが集える「居場所」とするべき ● 鑑賞のための機能だけではなく、体験ができる施設であることが重要 ● 藤沢市民オペラは本市の文化の顔として今後も継続すべき
関係団体意見等 (令和2年度：1団体に実施)	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て世代～高齢者が利用することを踏まえた施設 ● 藤沢市民であることを誇りに持てるものが必要 ● 多くの市民が利用でき、楽しめる場所になるよう、市民と共に要望に応えながら造り上げるべき ● 災害時の活用も踏まえた施設
市民等からの意見集約 (令和2年度：市ホームページ及び広報ふじさわでの周知、意見募集)	<ul style="list-style-type: none"> ● 世代・国籍・障がい等を問わず、だれでも利用できる場所 ● 気軽に本物の芸術を体験できる場所、毎日でも利用したくなる場所 ● 民間活力と文化を融合した、誰もが気軽に訪れることができる場所 ● 災害時にも頼れる場所

2 令和3年度の市民等の意見

本事業に関して、令和3年度に実施した藤沢市民会館等再整備ワークショップにおける主な意見は次のとおりです。（全3回の実施を予定しており、現時点で第2回まで実施済。）

表 2-2 令和3年度の市民等の主な意見

項目	主な意見
藤沢市民会館等再整備 ワークショップ	<p><対象エリアが自身にとってどんな場所か></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 芸術文化に触れることができる藤沢を代表するエリア ● 奥田公園、旧近藤邸、境川等の環境によってゆっくりくつろげる快適なエリア ● 市民の活動場所としてなくてはならない場所 ● 用事がないと行く機会がない、バリアフリーとなっていない、災害リスクが気になる <p><対象エリアがどんな場所になってほしいか></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 藤沢市のポテンシャル（人・歴史等）を活かした文化芸術の拠点 ● 多世代が集い、日常的に気軽に利用できるエリア ● 市民が毎日でも来たくなるエリア、市民が誇れるエリア、利便性の高いエリア ● わくわくする場所、あたたかく居心地が良い場所 ● 浸水対策等によって市民の安心につながる防災拠点となるエリア ● 持続可能な施設整備 <p><複合化したときの活動（サービス・利用方法）を考える></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 活気があり、誰でも入りやすい空間 ● ゆったりとくつろげるような雰囲気づくり ● 複合施設・広場・公園・外部空間を活かしたイベントの開催 ● 施設間の連携が取れたイベント運営 ● 飲食しながらの講演会や音楽会の実施 ● 青少年が利用できる軽食コーナー等の飲食スペースの設置 ● オープンで可変性が高い空間づくり ● ワンストップサービスの提供

項目	主な意見
	<p>＜対象エリアの施設配置・空間について＞</p> <p>◆ 対象エリアの現在の施設配置や雰囲気気に入っているところ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民会館の正面入口・広場等の分かりやすく、広々として明るい空間・雰囲気 ● 奥田公園の広々とした空間、奥に境川があるまちの喧騒から離れられる場所 ● ペDESTリアンデッキが便利、歩いているときの気分が良い ● 旧近藤邸は風格がある、旧近藤邸前の芝生広場は落ち着いてのんびりできる ● ハレの場（発表会等）としての機能 ● 現在の施設配置 <p>◆ もっとこうしたら良いと思うところ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● カフェ・飲食スペースの整備、ゆったりとくつろげるような空間や屋外空間の有効活用 ● 全ての人にとっての憩いの場 ● 対象エリア全体で植栽の緑を中心とした空間づくり ● 屋外の自然を楽しむような近隣の新林公園と市民会館等を含めた文化ゾーンの整備 ● エントランスホールへの美術作品の展示等、文化芸術の市民の発表・活動の場 ● ペDESTリアンデッキから市民会館に直接入れる ● 奥田公園への動線や、公演開催時にもスムーズな来場者動線 ● 高齢者や子育て世代も利用しやすいようにバリアフリー化された設備 ● 浸水・津波の災害対策、災害時の利用を見据えた設備 ● シンプルなレイアウト、分かりやすい配置

第3章 基本理念・基本方針

1 基本理念及び基本方針の考え方

「第1章 事業の経緯と事業対象地の現状」及び「第2章 市民及び関係団体等の意見」を踏まえ、次の考え方に基づき、基本理念を整理します。また、基本理念の実現に向けた本事業のあり方を明確にするために、次の考え方により、基本方針を整理します。

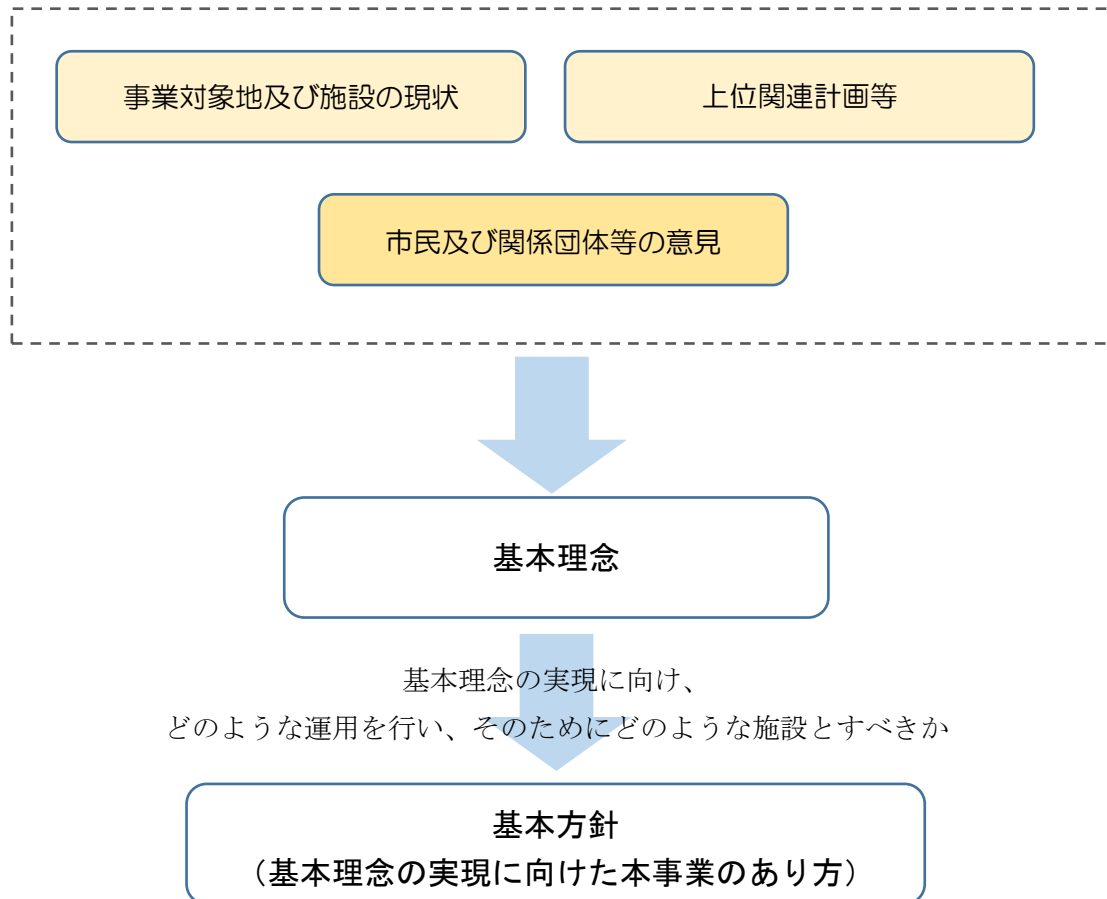


図 3-1 基本理念と基本方針の考え方

2 基本理念

「事業対象地及び施設の現状」「上位関連計画等」「市民及び関係団体等の意見」を踏まえ、基本理念は、次のとおりとします。

基本理念

〈人々が集い、奏で、響きあう、文化芸術の共創拠点〉

～多くの人に開かれた、多彩な活動を生み出す場～

この場に訪れる人々に、文化芸術や様々な活動に触れる機会を提供し、交流をはぐくみ、そこから生まれる新たな活動を支え育てる場とすることで、市民の誇りとなり藤沢らしさを未来につなげ、魅力と活気にあふれた持続可能な拠点を目指します。

周辺環境と 調和した拠点

複合施設と奥田公園の一体性を重視するほか、周辺の街並みと調和が取れ、自然と融合した誰にとっても魅力的な拠点とし、境川、新林公園との連続性を持った緑豊かで開かれた空間とします。

拠点内の奥田公園や旧近藤邸を活用し、幅広い活動や過ごし方を提供できる地域に開かれたオープンスペースを形成します。

文化芸術・知 識との出会い の拠点

文化芸術の拠点として、市民オペラをはじめとした様々な文化芸術に触れる機会を提供するとともに、人材を発掘・育成・支援することで、「ふじさわ文化」の創造につなげます。

様々な文化芸術や、多くの知識に触れ、学び、伝え、つなぐことができ、新しい発見や「わくわく」に出会える拠点とします。

人々の多様な活動を支えるとともに、それらの活動をきっかけとして、人や知識と出会い、地域とのつながりを感じ、郷土への愛着と誇りをはぐくみます。

多くの機能を 備えた拠点

複数の機能が連携することで、様々な人々との交流や活動のきっかけを生み出し、にぎわいが感じられ、あたたかみに溢れる空間とします。

また、複合化による新しいサービスの提供や、様々な利用に対応できる空間・仕組みづくりを行います。

みんなの居場所 となる拠点

年齢、性別、障がい、国籍を問わず、誰もが利用しやすい施設とし、気軽にふらっと立ち寄り一息つくことができる、居心地の良い拠点とします。

また、多様な人々のサードプレイスとして親しまれるよう、拠点全体を柔軟に運営できるような仕組みづくりを行い、快適な居場所を提供します。

安全安心を支 える拠点

洪水や内水氾濫、大規模災害等の災害リスクから市民や施設利用者の安全・安心を守る拠点を目指します。

自然環境・生活環境に配慮した持続可能な拠点とします。

3 基本方針

基本理念の実現に向け、運用、施設整備の面から、基本方針を次のとおり掲げます。

基本理念の実現に向けて運用、施設整備を進めます

(◇：運用 ◆：施設整備)

①周辺環境と調和した拠点

- ◇誰にとっても魅力的でオープンな拠点として利用できるようにするため、地域に開かれた活動をするための仕組みを作ります。
- ◇魅力的な屋外スペースの創出に向け、市民の主体的な活動をサポートします。
- ◆境川や新林公園等の周辺環境と連続性のあるオープンな公園や空間の中に、各施設が機能的に配置され、繋がることで周辺環境との調和を図ります。
- ◆視線や動線（歩行者・車両）に配慮した施設整備を行い、デザインの統一と調和によりシンプルで誰にでもわかりやすいサインを設置します。

②文化芸術・知識との出会いの拠点

- ◇質の高い文化芸術に触れることができる拠点として、「ふじさわ文化」を創造し発信するため、市民オペラや伝統芸能等を支え盛り上げる活動、人材の発掘・育成・支援のための仕組みづくりを行います。
- ◇新たな利用者やリピーターを呼び込むため、拠点内だけでなく市内の他施設との連携や、様々な情報発信を行います。
- ◆市民の多様な文化芸術活動を支え、さらに発展させるために、「市民が利用しやすい、市民のためのホール」に対応した舞台設備やホワイエ等、適切な設備を整えた施設とします。
- ◆文化芸術活動をはじめとした様々な市民活動・生涯学習活動等において、市民の気軽な交流や情報発信を促進するため、人が集まれる場所となるようシームレス[※]に公共機能を配置します。

※ シームレス

シームレスとは、「継ぎ目のない」の意味。施設の一体的な利用を促進するため、視覚的・物理的に境界を極力少なくし、管理区分を越えた一体性のある空間を形成すること。

③多くの機能を備えた拠点

- ◇複合施設の利点を最大限活かし、各機能が連携することで、様々な人々との交流や活動のきっかけを生み出します。
- ◇ワンストップサービスの考え方を基本に、より良いサービスの提供を可能とする合理的な運営を行います。
- ◆それぞれの機能が本来の目的を果たせるよう、適切な諸室やスペースを有し、公共機能としての魅力を損なわないようにしつつ、複合化の魅力を最大限に発揮する計画とします。
- ◆公共機能間の動線が明快でわかりやすい計画とします。

④みんなの居場所となる拠点

- ◇カフェ等により、誰でも立ち寄れるサードプレイスとしても親しまれる居場所にします。
- ◇市の内外から多くの人を訪れ、また来たいと思える場所となり、藤沢駅からの沿道の商業への波及効果をもたらすような、魅力あるサービスが展開できる施設運営を行います。
- ◆目的がなくても人が立ち寄れるよう、屋内・屋外を問わず滞留できる空間を配置します。
- ◆車両等の待合空間や、歩行者や自転車利用者等の容易なアクセスに資する施設にします。

⑤安全安心を支える拠点

- ◇避難場所として、防災拠点施設と連携して災害対策を行います。
- ◇市民や施設利用者に安全・安心を提供します。
- ◆持続可能な施設のあり方として、太陽光発電等の再生可能エネルギーを活用し、二酸化炭素排出量の削減を図ります。
- ◆グリーンインフラを積極的に導入し、環境負荷や景観に配慮しつつ、防災・減災に資する施設整備を行います。

第4章 公共施設の再整備の考え方

1 複合化する施設（機能）

(1) 複合化する施設（機能）

本事業では、「藤沢市公共施設再整備基本方針」において、公共施設を再整備するに当たり「公共施設の機能集約・複合化による施設数の縮減」を基本的な考え方とし、「機能集約、複合化を伴わない単一機能での施設の建て替えを原則禁止」としていることを踏まえ、市民会館、南市民図書館及び市民ギャラリーを複合的に再整備することを軸に事業を計画し、これと並行してさらなる公共施設等の複合化により、利便性の向上や相乗効果の付加、生活・文化拠点の課題の解決について検討してきました。

複合化する施設（機能）の検討の経過は、事業対象地に定められる「境川右岸鵜沼東地区地区計画」が示す、生活・文化拠点として、奥田公園・多目的広場と一体的に、文化・情報・交流施設等の機能の集積を図るという方針を踏まえ、「市民や利用者等が望む機能」「市民会館や南市民図書館等の文化施設が集積されるエリアでのマッチング」「機能集約による利便性の向上」「生活・文化拠点エリア全体で創出可能な効果」「財政負担の縮減」等に着眼し、藤沢市公共資産活用等検討委員会における検討及び審査を経た後、本市としての方向性を意思決定しています。これと「藤沢市民会館等再整備ワークショップ」での意見集約及び「藤沢市民会館等再整備基本構想策定検討委員会」（以下「基本構想策定検討委員会」という。）の議論を踏まえ、表4-1のとおり複合化する施設（機能）をまとめました。

表 4-1 複合化する施設（機能）等

施設（機能）名	
①市民会館	②南市民図書館
③市民ギャラリー	④常設展示室
⑤青少年会館	⑥市民活動推進センター
⑦文書館	⑧生涯学習室
⑨環境フェアイベントスペース※1	⑩防災備蓄倉庫※2

※1：環境フェアイベントスペースは、複合施設内の一部を使用して行う期間限定のイベントの用に供するスペースであるため、複合化するものではありませんが、今後の施設整備において一定の配慮が必要なことから一覧表に加えています。

※2：防災備蓄倉庫は、再整備に当たって必須となる機能として位置づけていることから、基本構想策定検討委員会での議論の対象としていません。

(2) 複合化する施設（機能）の概要

複合化する施設（機能）の概要は次のとおりです。

表 4-2 複合化する施設（機能）の概要

<p>① 市民会館</p>	 <p>(写真出典：藤沢市ホームページ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民の文化活動の発表の場であるとともに、音楽、演劇、伝統芸能等、様々な文化芸術に触れることができる施設 	<p>② 南市民図書館</p>	 <p>(写真出典：藤沢市資料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民生活に役立ち、充実した図書館サービスを提供するため、「いつでも、どこでも、だれでも、なんでも」をサービスの原則とする施設
<p>③ 市民ギャラリー</p>	 <p>(写真出典：藤沢市資料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民のサークル活動等による美術作品の展示・発表の場 	<p>④ 常設展示室</p>	 <p>(写真出典：藤沢市資料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民にとっての貴重な財産である様々な分野の文化財を公開・活用することにより、藤沢の歴史や郷土文化への理解を深める場 ● 市所蔵の文化財・歴史資料を後世に繋ぐための資料の保存性に考慮した設備を整えている
<p>⑤ 青少年会館</p>	 <p>(写真出典：公益財団法人藤沢市みらい創造財団ホームページ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 青少年に学習と活動の場、居場所を提供し、その健全な育成を図る施設 	<p>⑥ 市民活動推進センター</p>	 <p>(写真出典：藤沢市資料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民活動に関する様々な情報の提供、市民活動団体相互の交流及び連携を促進し、市民活動団体の自立化を支援する施設 ● 地域の生活課題を自ら解決していくという市民活動を広げる場
<p>⑦ 文書館</p>	 <p>(写真出典：藤沢市資料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本市の歴史資料の収集、整理、保存、調査、研究及び公開可能な資料の一般への閲覧に供する施設 ● 本市の行政資料の収集、整理、保存及び研究並びに公開可能な資料の一般への閲覧に供する施設 	<p>⑧ 生涯学習室</p>	 <p>(写真出典：広報ふじさわ 2019年5月25日号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民会館、図書館等が複合化される施設に集う方々の誰もが集える場（スペース・会議室）
<p>⑨ 環境フェアイベントスペース</p>		<p>⑩ 防災備蓄倉庫</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ● 環境保全や地球温暖化防止をテーマに毎年開催している「ふじさわ環境フェア」を実施するためのスペース 		<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に避難所等で使用する備品を備蓄するための施設 	

(3) 複合施設の先進事例

複数の公共施設の複合化を検討するに当たり、他都市における近年の類似事例（ホールを有する複合施設）を調査しました。

調査事例では、公共施設や民間施設の複合化により、各施設の特徴を活かした施設配置、テーマ性の創出や、様々な機能の連携によりサービスの幅を広げること、また、多様な利用者の交流や協働を促す取組等が見られます。

本市においても、公共施設の複合化に当たっては、複合化する施設（機能）それぞれの特徴を活かし、魅力を高めるとともに、サービスの向上、拡大、利用者の活発な交流等を実現していくことが重要と考えます。

代表的な調査事例の概要は、次のとおりです。

ア 大和市文化創造拠点シリウス

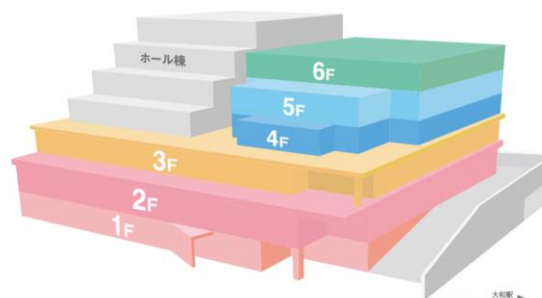
施設名(場所)	大和市文化創造拠点シリウス(神奈川県大和市)
開館年月	2016年(平成28年)11月
面積	敷地面積:9,378㎡/建築面積:7,400㎡/延床面積:22,904㎡
構造・階数	鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 / 地上6階 地下1階建
ホール席数	大ホール:1,007席/小ホール:272席
複合施設の内容	ホール、図書館、生涯学習センター、屋内子ども広場、カフェ



注目ポイント

- 図書館、芸術文化ホール、生涯学習センター、屋内子ども広場の4施設を中核とし、各施設の個性を融合することで、各フロアのテーマに沿ったサービスを提供している。
- ホールの主催事業の中で終了時間が午後7時を過ぎる事業に関しては、子ども広場と連携をして託児サービスを行い、子育て世代の方にも芸術に親しむことができるように配慮している。

階	テーマ	
6階	仲間と集い学ぶ 生涯学習センター	ホール棟
5階	調べて学ぶ 図書館	
4階	くつろぎながら本に親しむ 健康都市図書館	
3階	思い切り遊んで学ぶ 大和こどもの国	
2階	楽しく語り集う 市民交流のフロア	
1階	感動が生まれる 感性と創造の場	



イ ホルトホール大分

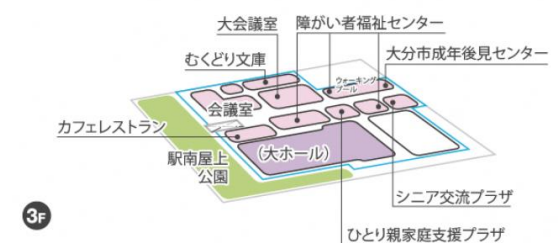
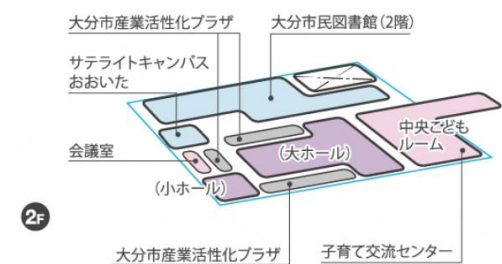
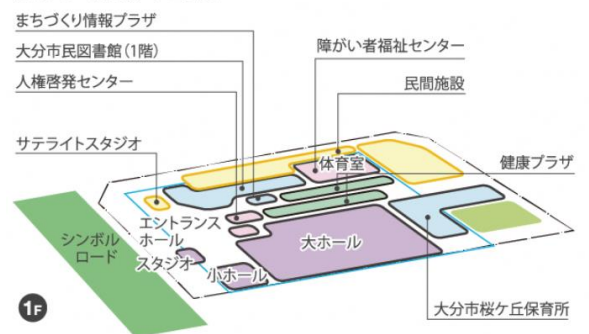
施設名(場所)	ホルトホール大分(J:COMホルトホール大分)(大分県大分市)
開館年月	2013年(平成25年)7月
面積	敷地面積:18,026.74㎡/建築面積:14,358.45㎡/延床面積:36,904.66㎡
構造・階数	鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造 / 地上4階 地下1階建て
ホール席数	大ホール:1階 721席、2階 230席、3階 250席
複合施設の内容	ホール、図書館、サテライトキャンパスおおいた、まちづくり情報プラザ、大分市総合社会福祉保健センター、産業活性化プラザ、駅南キッズステーション、駅南屋上公園、民間施設(レストラン・カフェ)等



注目ポイント

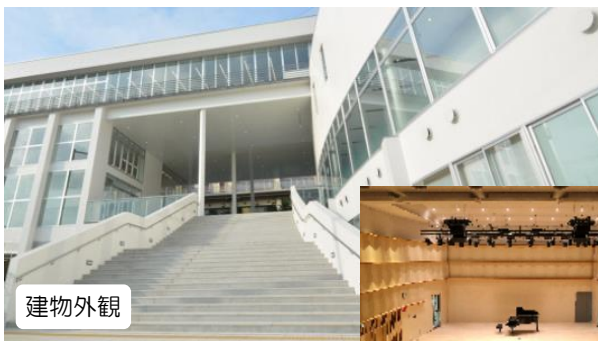
- 様々な目的に合わせて利用可能な多機能なコミュニケーションスペースが用意されている。
- 図書館1階と2階でフロアごとの特色を設けている(1階:気軽に立ち寄れる場、2階:くつろぎの空間)。
- 図書館「児童書コーナー」「おはなしのへや」と「子育て交流センター(中央子どもルーム)」を併設している。
- カフェレストランでは、市民ホールや会議室へのドリンク・弁当等のケータリングも行っている。
- 駅南屋上公園では、公園に面したカフェレストランから飲み物等を持ち出して食事をする事ができる。

ホルトホール大分 フロア図



ウ 生涯学習複合施設「プラッツ習志野」

施設名(場所)	生涯学習複合施設「プラッツ習志野」(千葉県習志野市)
開館年月	2019年(令和元年)11月
面積	敷地面積:5,945㎡/建築面積:1,928㎡/延床面積:4,906㎡(全て北館のみ)
構造・階数	北館:RC造 4階建 南館:RC造 2階建
ホール席数	ホール:324席(固定席290席、可動席34席)
複合施設の内容	北館:中央公民館(研修室、集会室、フリースペース等)、習志野市民ホール、図書館 南館:体育館、中央公民館(多目的コーナー、こどもスペース等) 屋外:テニスコート、パークゴルフ場、野球場、児童公園、多目的広場 駐車場棟:立体駐車場



建物外観



ホール内観



📌 注目ポイント

- 市民が主役となり活動する「場」を“ステージ”と見立てて、それぞれの“ステージ”が大きな環でつながり、公園全体のコミュニティの連鎖を促す施設となっている。
- プラッツ習志野を多くの人にとっての「活躍舞台・交流拠点」とするため、市民・団体・学校・企業・行政の交流や協働、対話を後押しするプラットフォーム「フューチャーセンターならしの」が設置されている。
- 「フューチャーセンターならしの」は、“まちのコワーキングスペース”(作業場)として利用できる。

カルチャー・ステージ	ウェルネス・ステージ
図書館・公民館・ホール等、 <u>多様な文化施設</u> が交わる場	南館アリーナとテニスコートでの <u>健康づくり</u> を主体とした場
スポーツ・レクリエーション・ <u>ステージ</u>	<u>コミュニティ・ステージ</u>
野球場とパークゴルフ場を中心とした <u>運動</u> を主体とする場	<u>子供たちが主役となる遊具広場</u> と <u>イベントにも活用できる多目的広場</u> がある場



(4) 複合化に対する意見

公共施設（機能）の複合化に関しては、「基本構想策定検討委員会」や「藤沢市民会館等再整備ワークショップ」において、次のことを懸念する意見がありました。

- 様々な公共施設（機能）を複合化することで費用の面から個別の施設の整備に影響がでること
- 複合化することで、建物のボリュームが増大すること、建物が高層化すること
- 複合化することで、外部のオープンスペースが確保されなくなる
- 複合化によるにぎわいの創出をコンセプトにすることで、静粛性が求められる場所が確保できなくなる
- 洪水浸水想定区域内に収蔵庫を立地すること等、立地の適性に関する
- 複合化しなくてもできることがあるのではないか、といった必要性に関する

(5) 複合化に当たって留意すること

(4)の意見を踏まえ、複合化に当たっては次のことに留意していきます。

- 各公共施設（機能）に求められる役割を十分に果たせるよう必要な規模や設備を確保する。
- 公共施設（機能）間で重複するスペースや余剰となる部分は可能な限り圧縮し、ボリュームの増大や高層化を抑え、適切な空地（オープンスペース）の確保に努める。
- 複合化により活発な交流やにぎわいを創出しつつ、静粛性を求める人・場所に配慮し、空間を区分すること等、「にぎわい」と「静けさ」の両立を図る。
- 洪水による浸水のおそれがあることを十分意識し、想定される浸水深を踏まえて諸室を配置する。
- 複合化することで単独で整備する場合よりも充実したサービスが提供できるよう、現在の取組の充実に加え、新しいコンテンツの立案・付加に努める。

これ以降、基本構想における複合施設とは、表 4-1 に示す施設（機能）を示すものとします。

2 藤沢市民会館の設置目的、今後の方針

(1) 藤沢市民会館のホール整備を取り巻く背景

基本理念に掲げた「文化芸術・知識との出会いの拠点」として、その中核をなす市民会館のホール整備を取り巻く背景を整理します。

ア 藤沢市民会館の利用

市民会館は、地域の公民館等で活発な活動を行っていたコーラスグループやオーケストラ、演劇といった様々な文化団体をはじめとする市民の声に応じ、1968年（昭和43年）10月に開館しました。

以来、市民会館のホールでは、本市の芸術文化を代表する市民オペラをはじめとする様々な公演や、中学校の合唱祭、吹奏楽コンクール等、市民の文化活動の発表の場として、多くの方に利用されているほか、市内の企業等による入社式や研修会、発表会等にも利用されています。

また、本市における文化芸術事業の主体を担う公益財団法人藤沢市みらい創造財団（以下「みらい創造財団」という。）により、様々なジャンルの音楽や演劇事業が行われており、市民に低廉な価格で上質な芸術文化の鑑賞機会を提供する場ともなっています。

そのほか、市表彰といった式典等の場としても活用されているとともに、市民まつりや産業フェスタといった全市的なイベントにも利用されています。

イ ホールの利用実態

市民会館の主な利用者は、「市内で活動する市民団体等」及び「官公庁系」となっており、大ホールにおいてはクラシック音楽やオペラ、合唱等の音楽系事業や、市が主催する式典等を中心としつつも、演劇やバレエ等、様々な分野の事業が展開されています。また、小ホールでは、古典芸能や発表会、講演会、映画等の事業が多く行われており、2つのホールが相互に補完する形で様々な催しが行われています。

(7) チケット料金別利用件数・割合

市民会館ホールの利用については、その多くがチケットは無料、もしくは少額のものとなっており、市民等の利用による文化活動の発表の場等としての利用が多くなっています。

(イ) 使用ジャンルごとの件数・割合

使用ジャンルについて、大ホールは「音楽系事業」が多くなっています。小ホールについては「講演会、講習・説明会」や「発表会」の使用が多くなっています。

(ウ) 主催者の住所区分による件数・割合

事業主催者については、大小どちらのホールでも「一般」が5割以上を占めています。その他、官公庁やみらい創造財団、学校等といった官公庁系の団体が多く使用しています。

また、主催者の住所区分としては、80%以上が「藤沢市内」となっており、次いで「横浜市」が多くなっています。

ウ 藤沢市民オペラ

藤沢市民オペラは、1973年（昭和48年）、全国に先駆けて行われた日本初の市民オペラであり、過去には第40回神奈川文化賞（1991年（平成3年）11月 第12回市民オペラ「ファウスト」）を受賞する等、これまでの間に23回もの公演が行われています。現在は、みらい創造財団において園田隆一郎芸術監督の下、3年1シーズンとして（2018-2020シーズンは新型コロナウイルス感染症の影響で2018-2021と変則）開催されており、市内外から多くの観客が来館する、本市の市民文化を代表する音楽事業となっており、再整備後においても本市の誇るべき文化として、将来にわたり継続して、さらに発展させていく必要があると考えます。

エ 再整備に当たっての市民意見

これまでの間、市民ワークショップや関係団体からのヒアリング等を通じて、市民会館の再整備にかかる市民意見等として、鑑賞者の視点だけではなく、楽屋の規模やホール自体の使い勝手等、「利用のしやすさ」に関する意見がありました。

また、市民オペラの際にみらい創造財団が実施しているアンケートにおいては、演目への意見等に加えて、施設に関する意見として「座席間隔の狭さ（前後、左右とも）」「ホール2階席への移動手段が階段しかないこと」「施設の古さに対する意見」「トイレの数の不足」等について意見がありました。

オ ホールの客席数についての意見

ホールの客席数については、民間事業者を対象としたサウンディングや関係団体からの聞き取り、令和2年度末に実施した市民意見聴取等において、次のように様々な意見がありました。

表 4-3 ホールの客席数についての意見（市民・団体・民間）

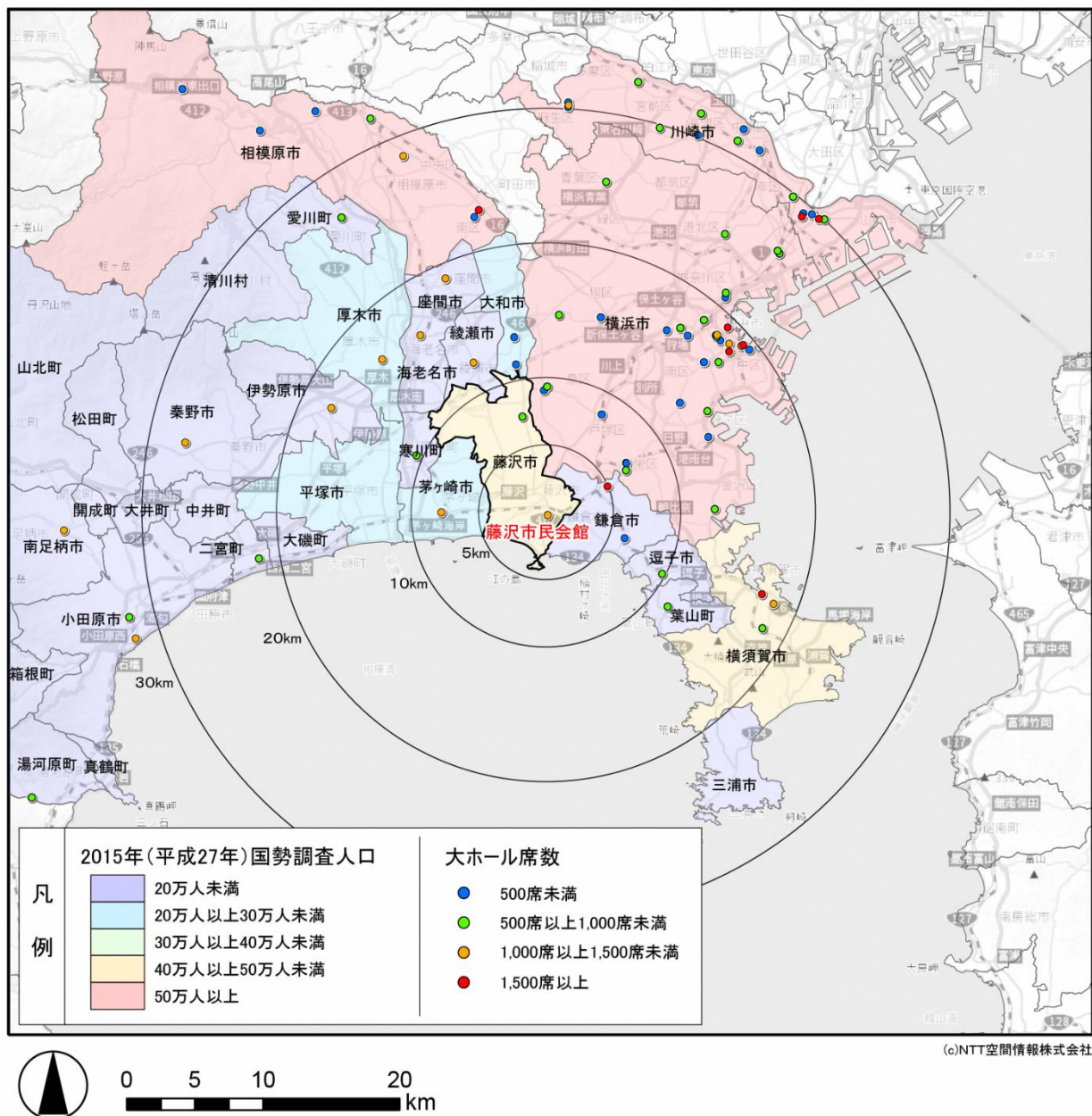
大ホール について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 興行を中心として考える施設であれば2,000席前後の席数が必要（民間） ○ 市民利用を中心とするのであれば800から1,000席程度が適正（民間） ○ 1,000席規模とし、オーケストラやオペラなどに対応する（市民・団体） ○ 1,200から1,500席の規模が市民利用と興行のバランスをとる場合の最低限の座席数（民間） ○ 近隣自治体と差別化し、利用率の向上を図る（民間） ○ 藤沢市の立地を考えると1,400席程度あれば十分収益を得られる（民間） ○ 著名なアーティストを呼ぶためには1,500席以上は必要（団体） ○ 立派すぎる規模のホールは必要ない（市民）
小ホール について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 300席から400席の現状規模のホールに加え、100席程度のものがあると良い（団体） ○ 500席未満の規模は稼働率の点で優れるが収益性は低い（民間） ○ 200席から300席程度として講演会や発表会の利用ができるよう（団体） ○ 400席から500席の小ホールは必要（市民）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の大小ホールに加え、100席から200席程度の小規模ホールが複数あると良い（団体） ○ 最低でも現状の大小ホールや展示ホールの規模は必要（市民） ○ 700席程度の中ホールがあると良い（市民） ○ 中ホールの可能性を検討すべき（民間） ○ 専門ホールではなく多目的ホールが必要（市民） ○ それぞれのジャンルにふさわしいホールがあると良い（市民） ○ 舞台と同規模のリハーサル室（練習室）が必要（団体） ○ 使いやすい楽屋（市民・団体）

カ 周辺地域のホール施設の分布

市民会館の設置目的、今後の方針の検討に当たって、周辺地域のホール施設の分布を整理しました。周辺地域として神奈川県内を対象とし、便宜的に1,000席以上を大ホール、500席以上1,000席未満を中ホール、500席未満を小ホールとして分類しました。

横浜市及び川崎市では、市内に満遍なく中規模ホールが分布し、都心部には大・中・小規模のホールが集中しています。また、横浜市、川崎市、相模原市は7～30と多くの施設が分布していますが、それ以外の市町村では、概ね1～2施設が分布しており、人口50万人未満かどうかで保有施設数に差が見られます。

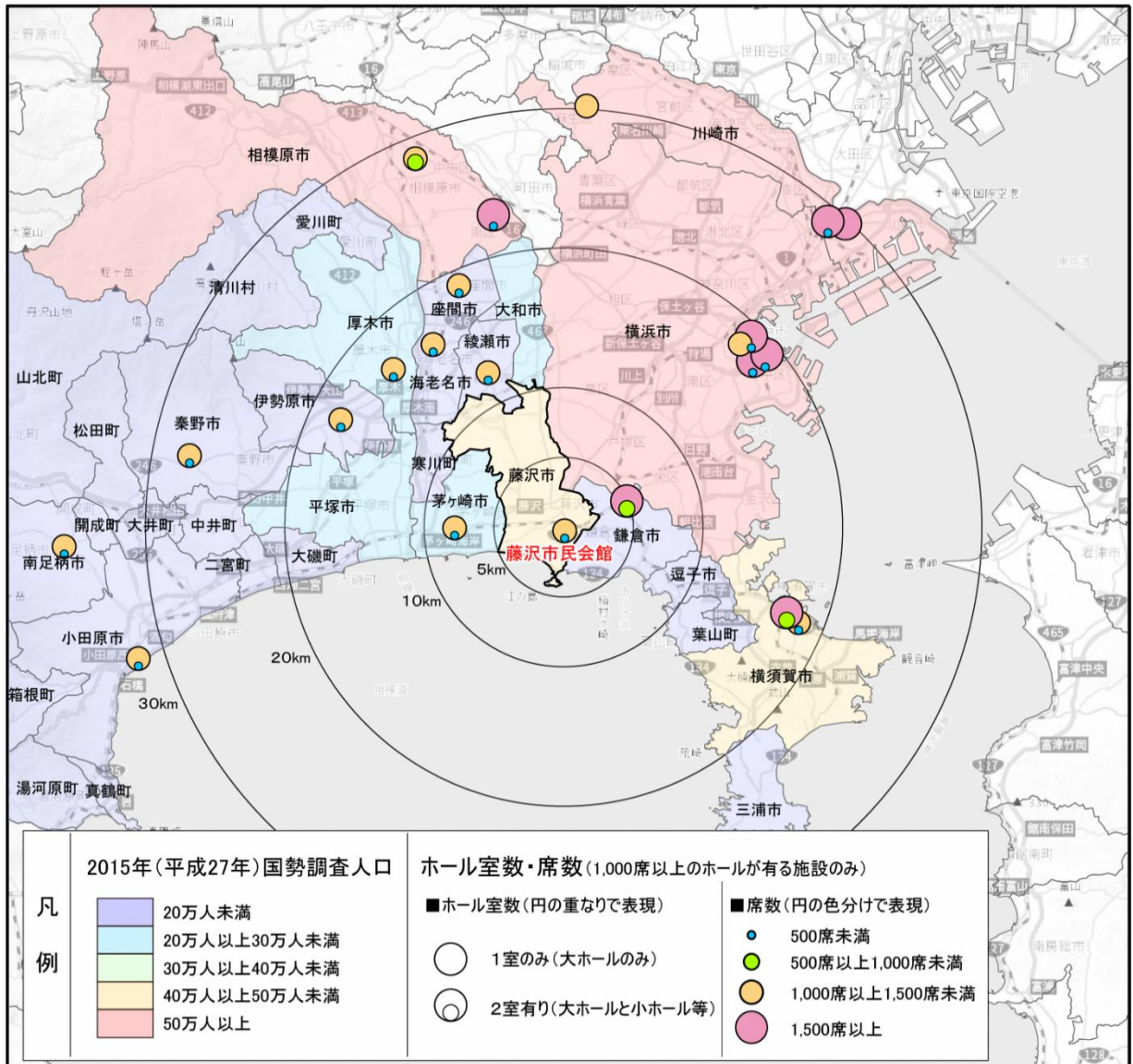
1,000席以上のホール分布に着目すると、大ホール(1,000席以上)と小ホール(500席未満)の組合せが多く、1,500席を超える大ホールは県内東側に分布しています。



(c)NTT空間情報株式会社

※平塚市は現在文化ホールを建て替え中であり、1,200席の大ホール、多目的ホール(100席又は200席)を有するひらしん平塚文化芸術ホールとして令和3年度末に供用開始予定です。

図 4-1 神奈川県内のホール施設の分布



(c)NTT空間情報株式会社



図 4-2 神奈川県内の1,000席以上のホール施設の分布

(2) 藤沢市民会館のホール整備に当たっての考え方

現在の市民会館については、前述のとおり開設以来、様々な文化活動の発表の場として多くの市民に利用されており、興行等に利用されるケースは少数となっています。

また、市民会館の設立は、本市において活発な文化活動を行っていた様々な文化団体からの声に応えるものであったこと、現在においても様々な団体による活動が継続していること、昨今の人口減少社会においても本市の人口は増加しつつあることを踏まえると、当面の間、本市における文化活動が著しく低下することはないと思われまます。加えて、本市の目指すべき都市像である「郷土愛あふれる藤沢」の実現のためには、市民の文化活動を盛んにしていくことが重要であると考えます。

これらのことを踏まえ、本市としての新たな市民会館のホールについては、事業者による興行等を中心とした施設ではなく、

「市民が利用しやすい、市民のためのホール」

であることを基本とします。

(3) 藤沢市民会館（ホール）の規模等に関する考え方

ホール構成については、現時点では現状の大小ホール（2ホール）構成を維持することとし、延床面積及び整備費を考慮したうえで、今後検討していく必要があります。

本市が誇るべき芸術文化である市民オペラについては、再整備後も継続して取り組んでいくべきであるものと考えており、また、現状の利用状況を加味してホールの性格を検討する必要があります。

以上のことから、ホール構成及び性格については、次のとおり考えます。

○大ホール：音楽ホールとしての機能を特色としつつも多用途に使用することができるホール

○小ホール：古典芸能や小規模の発表会、講演会等に対応できる、多用途性に優れたホール

ホール規模については、事業者等によって優れた公演を多くの市民に提供できることも文化振興につながることで、成人式等の公の式典において使用する場合も考慮すべきであることから、現在と同程度の規模は必要です。

なお、ホールの規模（座席数）や構成、付随するそのほかの機能（リハーサル室や楽屋）等の最終的な決定については、令和4年度に予定している藤沢市民会館等再整備基本計画において行います。

第5章 ゾーニングのイメージ

1 ゾーニング検討に係る条件等

(1) 事業対象地に設置する施設の概要

事業対象地には、複合施設、奥田公園、駐車場及び浸水対策施設を整備します。
各施設の配置条件は次のとおりです。

表 5-1 各施設の配置条件のまとめ

施設名称	配置条件
複合施設	<ul style="list-style-type: none"> 延床面積約 21,400 m²*を想定。 「藤沢市建築基準等に関する条例」に基づき、敷地外周の 1/7 以上が幅員 11m 以上の道路に接すること。または、敷地外周の 1/3 以上が 2 以上の道路に面し客用出口が面している場合は幅員 8m 及び 6m 以上の道路に接すること。
奥田公園	<ul style="list-style-type: none"> 現在の面積 (16,648.87 m²) を確保する。 分散配置は可能とするが、都市計画公園 (10,170.92 m²) は一団で整備する。
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 「藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例」に基づき、生活・文化拠点内に求められる駐車台数 300 台程度の整備を想定する。 浸水が想定される土地であることから地下部分への整備は極力避ける。
旧近藤邸	<ul style="list-style-type: none"> 延床面積：173.39 m² 建築面積：150.52 m² 事業対象地内での曳家又は解体移築も考慮する。
浸水対策施設	<ul style="list-style-type: none"> 約 8,000 m² (将来の建替用地 4,000 m²を含める) 「雨水ポンプ場敷地 4,000 m²」と「将来の建替用地 4,000 m²」は可能な限り近接した位置とする。 浸水対策施設は建替用地を含め、川沿いに配置する。 上部に他の施設を複合化せずに配置することを優先する (振動対策においては完全に遮断することが技術上難しいことや、将来的な更新整備において上部建物の状況に左右される可能性があるため)。 公園内に整備して上部 (屋上部分) を公園とすることは可能であるが、地表に構造物が 10m 突出するため、周囲との高低差に配慮して計画する必要がある。

※複合化する施設 (機能) の面積の合計 (約 15,000 m²) に、複合化により想定される共用部面積 (複合施設全体の面積の 30%と仮定) を加えて設定しました。

(2) ゾーニングの基本的な考え方

基本理念・基本方針を踏まえ、複合施設、奥田公園及び駐車場の配置における基本的な考え方は、次のとおりです。

○ゾーニングの基本的な考え方

1. 公園と複合施設の融合や、事業対象地内の一体性の確保

- 複合施設は公園の良好な眺望を活かしながら、公園と一体的な利用ができるようにします。
- 複合施設の建物や車両通路によって事業対象地の分断を極力避け、一体性を重視した配置とします。

2. 周辺環境との融合や、拠点性の確保

- 地域に開かれた拠点として、周辺に圧迫感を与えずに、様々なアクセスが可能な配置とし、公園の中にあるような施設配置イメージとします。
- 文化芸術の拠点として、藤沢駅方面及び国道 467 号からの正面性に留意し、縁辺部に一定の空地を確保する等、拠点としての構えをつくります。
- その他の方面からの利用者にとっても複合施設や公園が認識しやすく、文化芸術活動や賑わいの様子が見えるよう視認性の良い配置とします。
- 周辺交通の安全性に配慮した歩行者・車両の動線とします。

3. 利用者の利便性の確保

- 複合施設の機能相互の利便性を高めるため、複合施設は分棟とした場合においても隣接又は近接した配置とします。
- 藤沢駅からの徒歩によるアクセスや、車利用者のアクセスの円滑さに配慮した配置とします。

(3) 事業対象地の課題

ゾーニングにおける事業対象地の現状の課題は、次のとおりです。

○事業対象地の課題

課題① 敷地内通路により南北で分断されており事業対象地内の一体性がない

- ・ 奥田公園と市民会館の間を車両の敷地内通路が横断しており、また、奥田公園と市民会館の敷地に高低差があることから、ペDESTリアンデッキによる接続はあるものの、奥田公園と市民会館の動線の自由度が低いとため、事業対象地内の一体性が確保しにくい。

課題② 藤沢駅からの玄関口となる北西角地がオープンスペースとして十分に活用できていない

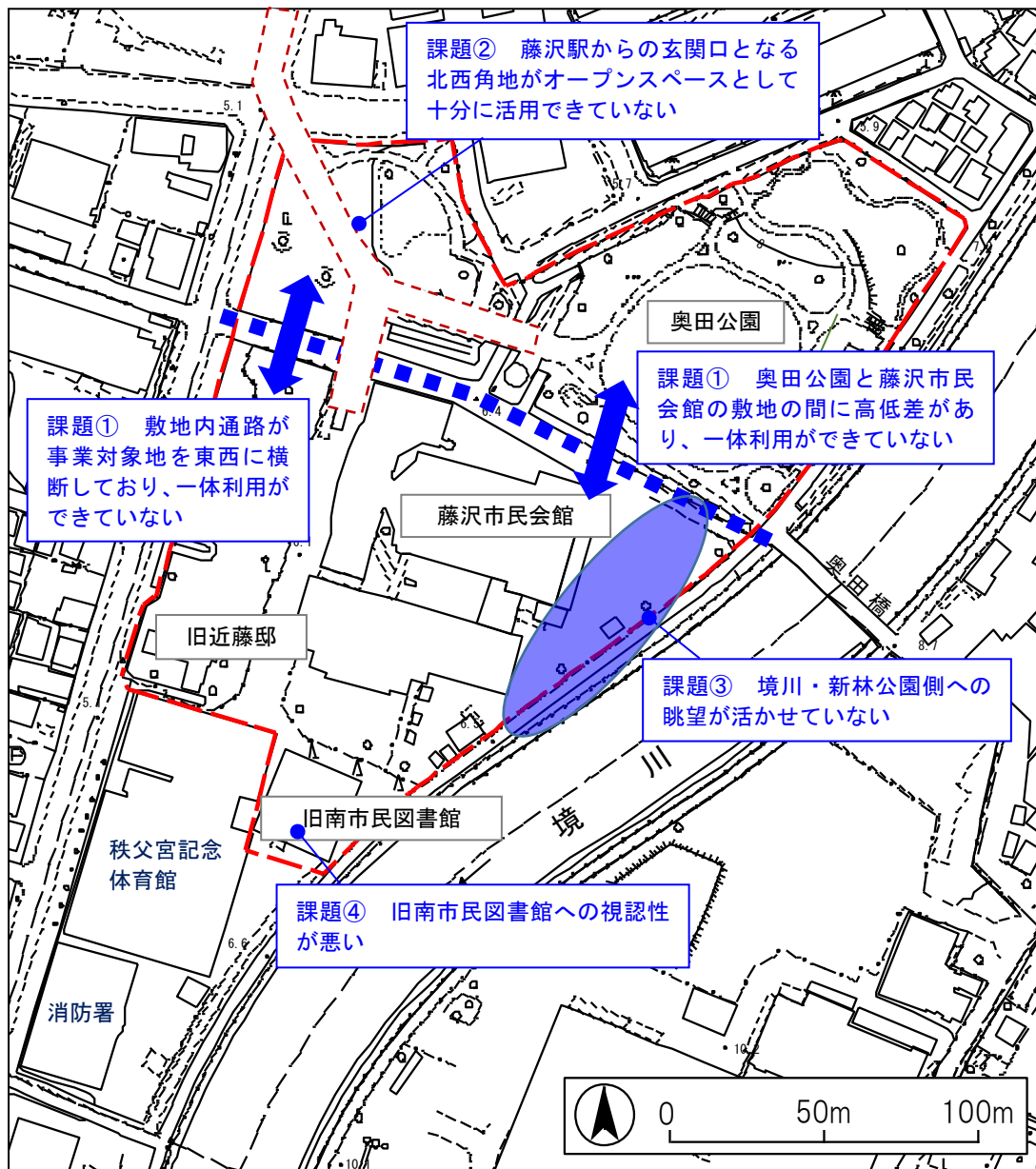
- ・ 市民会館の西側にオープンスペースがあることで開放感のあるアプローチ空間となっているが、北西の奥田公園内多目的広場は、ポテンシャルを活かせていない。

課題③ 境川や新林公園側への眺望を活かせていない

- ・ 市民会館の東側はバックヤードが中心で、境川や新林公園の眺望を活かした施設利用ができていない。

課題④ 旧南市民図書館の視認性が悪い

- ・ 西側のオープンスペースに面して大ホール棟に続く外階段が設置される等、正面は西側に向けて確保されている。ただし、旧南市民図書館は南の奥まった位置になっており、視認性が悪く、施設として認識しづらい。



※背景図として都市計画基本図（令和2年度作成）を使用しています。

図 5-1 事業対象地の課題

(4) ゾーニングの基本方針

ゾーニングにおける基本的な考え方及び事業対象地における課題を踏まえたゾーニングの基本方針は、次のとおりです。

○ゾーニングの基本方針

基本的な考え方1「公園と複合施設の融合や、事業対象地内の一体性の確保」

方針① 公園と複合施設は隣接して配置します（方針図①）

- 公園と複合施設を隣接させ、複合施設からの公園への眺望確保や、複合施設と一体利用ができるよう配置します。
- 浸水対策施設上部を公園とする場合は、高さ10m程度の建物屋上に整備することとなるため、複合施設上層部から直接アプローチする動線の確保や緩やかな丘陵状の盛土とする等、高低差の影響をできるだけ軽減するよう配慮します。

方針② 事業対象地内の一体性に配慮した車両出入口・動線を計画します（方針図②）

- 敷地への車両出入口と車両動線は、事業対象地内を極力分断しない位置・経路とします。

基本的な考え方2「周辺環境との融合や、拠点性の確保」

方針③ 境川・新林公園の環境を活かします（方針図③）

- 境川沿いと新林公園の環境を活かし、複合施設からの眺望確保、公園やオープンスペースから境川・新林公園方面への緑の連続性等に配慮します。

方針④ 藤沢駅方面に事業対象地の正面を向けた配置とします（方針図④）

- 文化芸術の拠点として、利用者のアクセスが最も多いと考えられる藤沢駅からの方面に正面を向ける施設配置とします。事業対象地の正面としては、オープンスペースをまとまって確保し、その奥に複合施設の正面と奥田公園の広がりを感じられるようにします。さらに、交通量の多い国道467号からの見え方にも配慮します。

方針⑤ 円滑な動線確保のためのペDESTリアンデッキの一部を改修します（方針図⑤）

- 北西角地のペDESTリアンデッキは、事業対象地内で複合施設、公園、オープンスペース等への円滑な動線確保に資するものとし、適切に接続するよう、必要に応じて一部撤去・経路変更を計画します。

方針⑥ 近隣住宅等周辺に配慮した計画とします（方針図⑥）

- 事業対象地北側に面する住宅及び国道467号の沿いの建物への圧迫感の軽減や一定の日照を確保するため、オープンスペースの整備や敷地境界からの壁面のセットバックを行います。

方針⑦ 周辺施設との連続性を確保します（方針図⑦）

- 境川の対岸に位置する新林方面からの人の流れに留意し、新林方面から奥田橋を経由して藤沢駅へ至る動線を確保します。
- 秩父宮記念体育館と事業対象地の機能一体性に留意します。

基本的な考え方3「利用者の利便性の確保」

方針⑧ 複合施設はまとまった位置に配置します（方針図⑧）

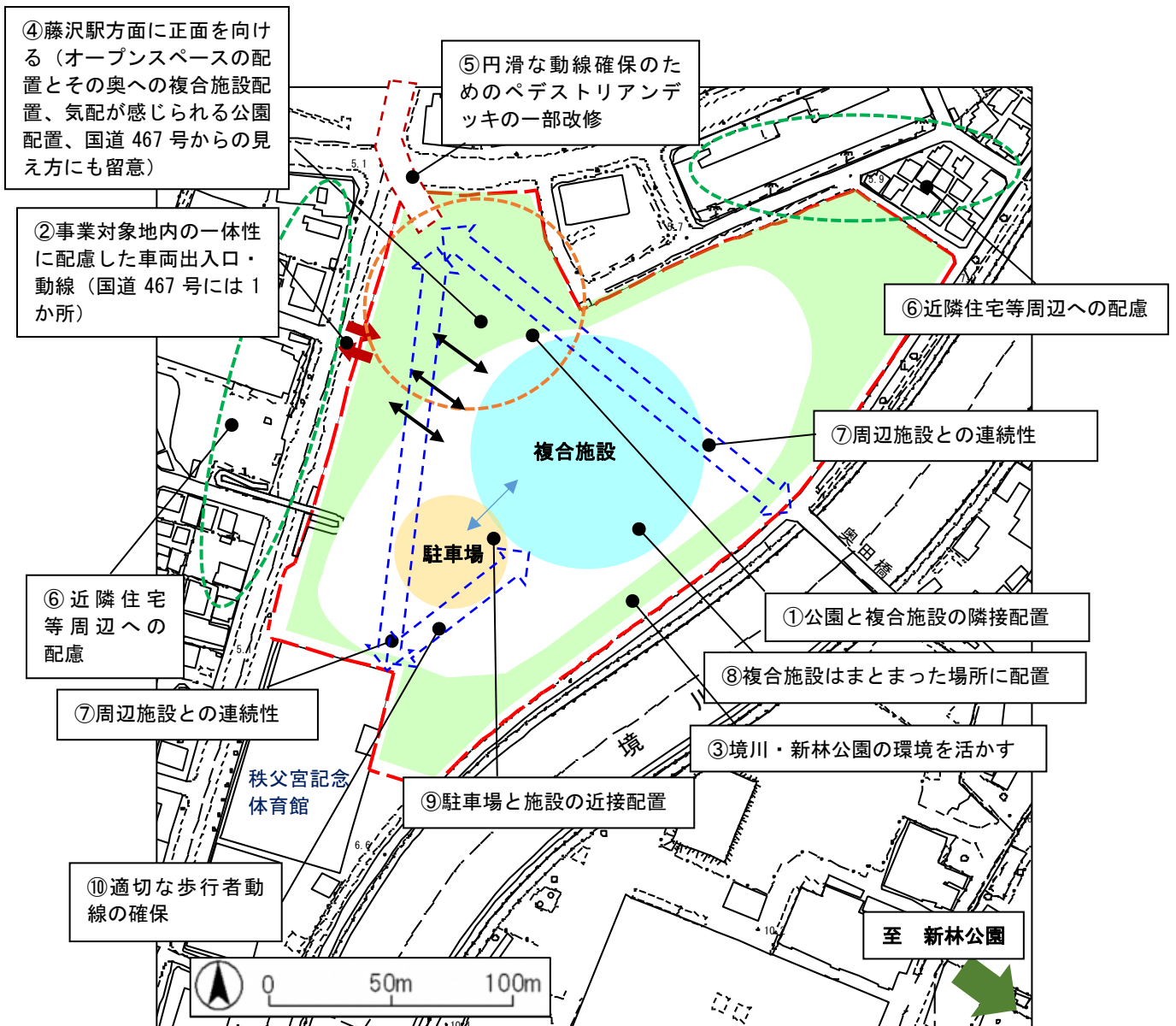
- 複合施設の敷地内の配置は、用途や構造を踏まえて今後計画することとなるため、現時点では、1棟での整備も複数棟での整備も想定されます。複数棟で整備する場合も、まとまった位置に配置し、複合施設としてのメリットを活かすものとします。

方針⑨ 駐車場と施設は近接して配置します（方針図⑨）

- 車利用者の利便性に留意し、駐車場と複合施設をできるだけ近接して配置します。

方針⑩ 適切な歩行者動線を確保します（方針図⑩）

- 事業対象地内の歩行者動線は、施設利用者のほか通過する人の利便性と安全性に配慮した動線とします。また、隣接する秩父宮記念体育館の利用者の動線にも配慮します。



※背景図として都市計画基本図（令和 2 年度作成）を使用しています。

図 5-2 ゾーニングの方針図

2 ゾーニングのパターン

前述の「ゾーニングの基本方針」を踏まえ、次のパターン①～④の考え方にに基づき、ゾーニング(案)を検討しました。なお、検討における留意事項は次のとおりです。

- ・ 図示した配置はイメージであり、必ずしも図のとおり位置や形状で計画するものではない。特に複合施設は建物を建設するエリアのイメージであって、建物の形状を示すものではない。
- ・ 旧近藤邸の位置は今後検討する活用方法等に応じて大きく変更する可能性がある。また、必ずしも事業対象地に整備するものではない。
- ・ 駐車場の整備の方法として①青空駐車場、②複合施設内の付属駐車場、③複合施設とは別棟の立体駐車場等とすることが考えられるが、パターン①の検討においては、配置に最も影響を与える③複合施設とは別棟の立体駐車場を整備することを想定する。

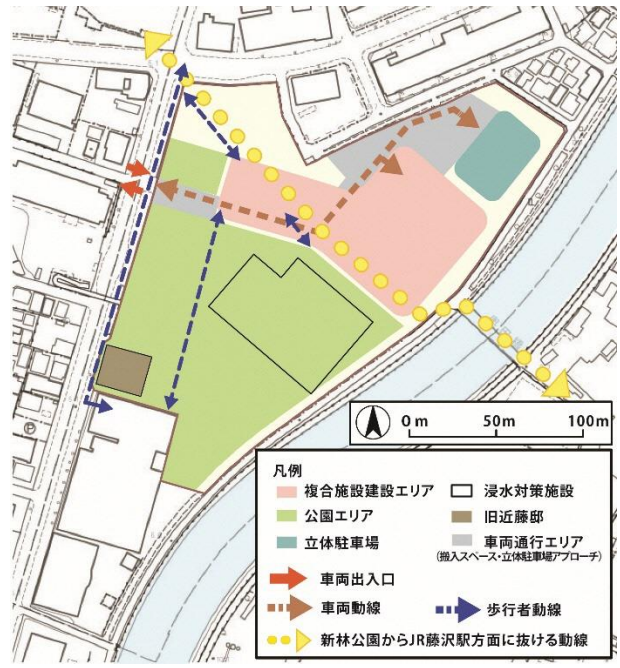
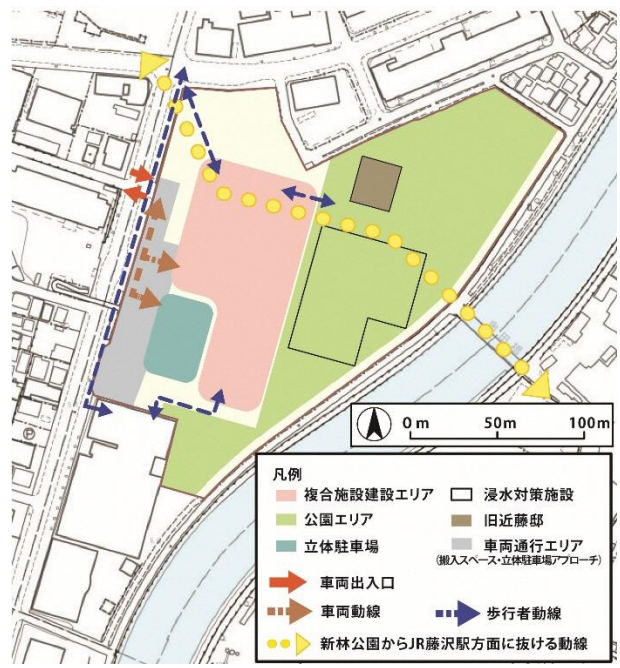
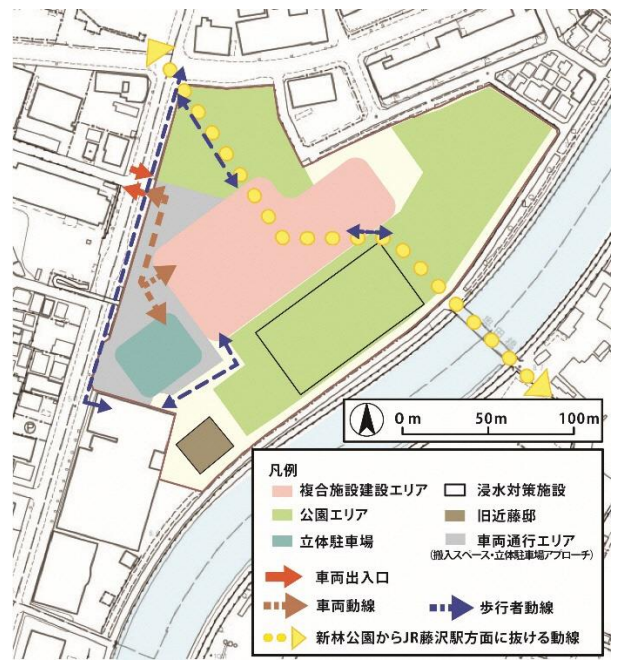
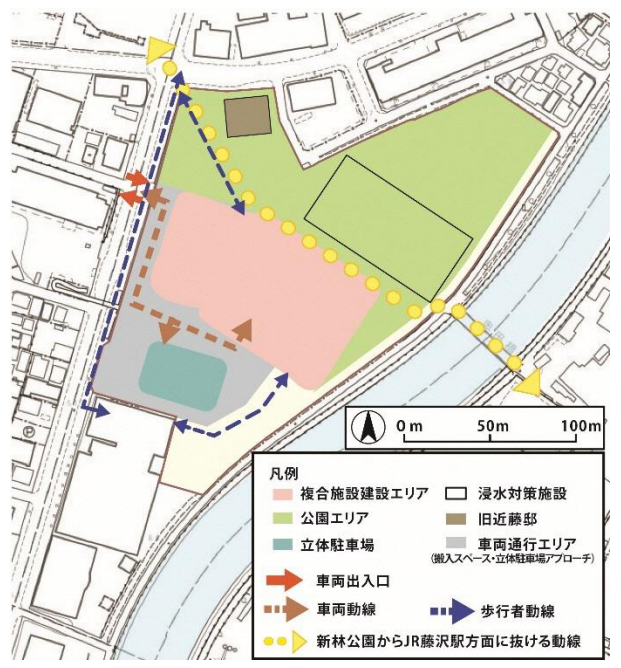
表 5-2 ゾーニングのパターン (案)

	各パターンの内容
パターン①	公園を生活・文化拠点の中心に据え、各公共施設に開放感を持たせるとともに、複合施設と中心市街地の連続性に配慮したパターン
パターン②	駅から複合施設と公園それぞれのアクセスの容易さに配慮しつつ、境川沿いに公園を配置することで落ち着いた雰囲気確保し、複合施設からの景観に配慮したパターン (複合施設の軸を国道 467 号に合わせる)
パターン③	駅から複合施設と公園それぞれのアクセスの容易さに配慮しつつ、境川沿いに公園を配置することで落ち着いた雰囲気確保し、複合施設からの景観に配慮したパターン (複合施設の軸を境川に合わせる)
パターン④	現状の配置を維持し、公園と複合施設の一体性、複合施設と秩父宮記念体育館の連携を意識したパターン

次ページにゾーニング(案)の比較を示します。比較に当たっては、「ゾーニングの基本的な考え方」を評価の視点としました。

今後は、パターン①～④のゾーニング(案)を参考に、施設規模や事業条件等の検討を進めていくものとします。

表 5-3 ゾーニングパターン（案）の比較

項目	パターン①	パターン②	パターン③	パターン④	
ゾーニングの考え方	公園を生活・文化拠点の中心に据え、各公共施設に開放感を持たせるとともに、複合施設と中心市街地の連続性に配慮したパターン	駅から複合施設と公園それぞれのアクセスの容易さに配慮しつつ、境川沿いに公園を配置することで落ち着いた雰囲気を確認し、複合施設からの景観に配慮したパターン（複合施設の軸を国道467号に合わせる）	駅から複合施設と公園それぞれのアクセスの容易さに配慮しつつ、境川沿いに公園を配置することで落ち着いた雰囲気を確認し、複合施設からの景観に配慮したパターン（複合施設の軸を境川に合わせる）	現状の配置を維持し、公園と複合施設の一体性、複合施設と秩父宮記念体育館の連携を意識したパターン	
配置のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ● 南側に公園を配置する。複合施設及び秩父宮記念体育館が公園に面する。 ● 旧近藤邸は現状と同位置。 ● 敷地内車両動線が複合施設内（ピロティ等）を通過する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 境川沿い（東側）に公園を配置する。 ● 北東に旧近藤邸を移設する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 境川沿い（東側）に公園を配置する。 ● 南東に旧近藤邸を移設する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 奥田公園は現状と同位置。 ● 北西に旧近藤邸を移設する。 	
イメージ					
評価の視点	公園と複合施設の融合、事業対象地内の一体性を確保	△奥田公園と複合施設が連続し一体性があるが、複合施設内を車両動線が通過するため、やや限定的となる。	○奥田公園と複合施設が長く連続し一体性が増す。	○奥田公園と複合施設が長く連続し一体性が増す。	△奥田公園と複合施設が連続し一体性があるが、奥田公園が他の案に比べ不整形となり活用自由度がやや下がる。
	周辺環境との融合、拠点性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 秩父宮記念体育館、旧近藤邸、複合施設が奥田公園を囲み、一体的な空間を創出。 △ 複合施設が主に事業対象地北東に配置されるため、藤沢駅方面からの視認性が限定的で正面性が低い。 ○ 国道467号に奥田公園とオープンスペースが面することで、国道側への開放感が確保できる。 △ 複合施設及び駐車場が事業対象地北東の住宅地に近い。 ○ 複合施設・奥田公園・秩父宮記念体育館の間の歩行者動線がスムーズに確保できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 複合施設、秩父宮記念体育館、旧近藤邸、奥田公園の一体性がある。 ○ 藤沢駅方面から複合施設の視認性・正面性は高い。 △ 国道467号に沿って駐車場や複合施設のサービススペースが配置されるため、国道側に対して圧迫感があり景観性にやや欠ける。 ○ 奥田公園が事業対象地北東の住宅地に近い。 △ 奥田公園と秩父宮記念体育館の直接的な歩行者動線が確保しづらい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 複合施設、秩父宮記念体育館、奥田公園の一体性がある。 ○ 藤沢駅方面から複合施設の視認性・正面性は高い。 △ 国道467号に沿って駐車場や複合施設のサービススペースが配置されるため、景観性にやや欠ける。 ○ 奥田公園が事業対象地北東の住宅地に近い。 △ 複合施設が事業対象地北東の住宅地に近い。 ○ 複合施設・奥田公園・秩父宮記念体育館の歩行者動線がスムーズに確保できる。 	<ul style="list-style-type: none"> △ 複合施設、旧近藤邸、奥田公園の一体性があるが、秩父宮記念体育館と奥田公園との一体性は低い。 ○ 藤沢駅方面から複合施設の視認性・正面性は高い。 △ 国道467号に面して駐車場や複合施設のサービススペースが配置されるため、景観性にやや欠ける。 ○ 奥田公園が事業対象地北東の住宅地に近い。 △ 奥田公園と秩父宮記念体育館の直接的な歩行者動線が確保しづらい。
	利用者の利便性を確保	<ul style="list-style-type: none"> △ 奥田公園を挟んで向かい合うため、複合施設と秩父宮記念体育館、旧近藤邸が遠い。 △ 秩父宮記念体育館や旧近藤邸から駐車場が遠い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 複合施設と秩父宮記念体育館が近く、両施設のいずれも駐車場に近い。旧近藤邸のサービス車両動線は別途確保可能と考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 複合施設と秩父宮記念体育館が近く、両施設のいずれも駐車場に近い。複合施設のサービス車両動線は別途確保可能と考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 複合施設と秩父宮記念体育館が近く、両施設のいずれも駐車場に近い。複合施設のサービス車両動線は別途確保可能と考えられる。

○：長所、△：短所

第6章 今後の事業推進

1 事業手法の考え方

公共施設の整備や管理運営を行う場合に、従来の公共事業では、設計、建設、運営、維持管理等の各業務をそれぞれに、年度ごとに発注していました。一方、近年では、行政と民間事業者が適切な役割分担と連携のもとで事業を推進する「PPP/PFI 手法^{※1}」が増えており、これまでに全国各地で様々な事業手法が採用されています。

本事業のような複合施設等の整備や管理運営を行う場合にも、「PPP/PFI 手法」を採用することで、民間ノウハウを活用した、良質な公共サービスの提供や財政支出の縮減等につながる事が期待されます。

本事業においても、複合化による再整備や管理運営をより効果的かつ効率的に行うために、「PPP/PFI 手法」の採用も視野に入れながら、最適な事業手法について検討を行います。



図 6-1 PPP 手法のバリエーション

「第4章 (3) 複合施設の先進事例」で示した「大和市文化創造拠点シリウス」は維持管理及び運営において指定管理者制度が導入されており、「ホルトホール大分」及び「プラッツ習志野」は設計、建設、維持管理、運営を長期包括契約する PFI 手法で実施されています。

その他、ホールや図書館を含む複合施設において、全国各地で様々な PPP 手法（PFI 方式、定期借地権方式^{※2}等）が採用されています。

※1 PPP/PFI 手法

PPP (Public Private Partnership) : 公共と民間が提携し、事業の企画段階から民間事業者が参加する等、幅広い範囲を民間に任せる手法の総称。代表的な例として、「指定管理者制度」や「PFI 方式」等がある。

PFI (Private Finance Initiative) : PPP 方式のうち、民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法。

※2 定期借地権方式

対象とする土地を、公共が借地権者に一定期間貸付け、借地権者が施設を整備、所有し、活用する事業方式。借地権者は、借地期間中、公共に地代を支払い、借地期間終了時には対象地を更地にて公共に返還する。

2 事業スケジュール

事業スケジュールについては、第1回から第4回までの藤沢市民会館等再整備基本構想策定検討委員会における検討内容や類似事例の実績等を踏まえ、現在検討しています。

3 事業推進に当たっての今後の課題

今後、基本構想に基づいて本事業を推進するに当たっての課題を次のとおり整理します。

(1) 適正な施設規模の検討

本事業で整備する複合施設は、各機能の連携による相乗効果が期待される一方で、効率的かつ効果的なサービスを提供するための管理・運営体制の構築や複合化によって重複するスペースや余剰となる部分の圧縮等の課題があります。

(2) 施設計画の具体化

第5章で、基本理念・基本方針を踏まえたゾーニング（案）を示しましたが、今後、基本構想に基づく複合施設の具体化及び適正な規模の検討を行った上で、施設の配置計画や動線計画等について検討する必要があります。

(3) 事業手法の検討

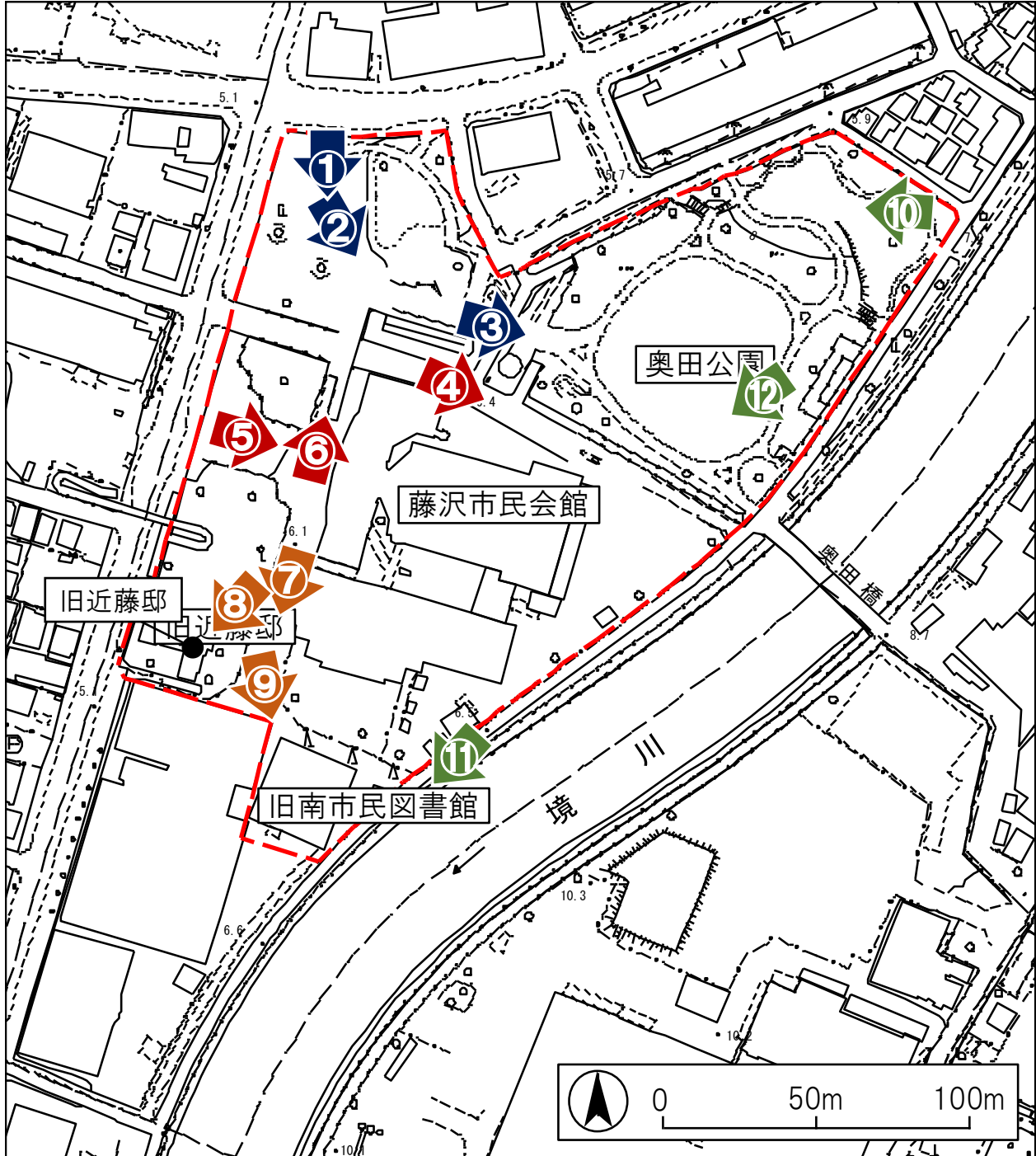
本事業は、様々な公共施設（機能）が集積する複合施設であることに加え、奥田公園との一体的利用等を踏まえた施設整備・運営を行うこととなるため、民間の幅広い知識とノウハウを活用しながら、公共と民間がともに事業を創り上げていくことも視野に入れる必要があります。事業手法の検討に当たっては、市民や利用者のニーズに対する効果的かつ効率的なサービスの提供とイニシャル及びランニングコストを勘案した中長期的な財政支出の縮減等を総合的に評価していきます。

(4) 今後の事業推進に係る留意事項

基本構想で整理した事項を踏まえ、今後計画するに当たって留意すべき主な点は次のとおりです。

- ・洪水浸水を想定した建物の配置や構成（各公共機能の設置階等）とすること。
- ・複合施設の主階やメインエントランスは、洪水浸水を想定した階層の設定やペDESTリアンデッキの活用を踏まえて計画すること。
- ・複合施設、奥田公園及び浸水対策施設が立体的に接続する場合は、その接合部分の施工方法や相互利用を想定した高さの設定を綿密に検討する必要があること。
- ・複合施設と浸水対策施設の建設工事期間が重複することから、適切な工事ヤード・車両動線を計画し安全性を確保する必要があること。

1 事業対象地の現在の様子



写真の撮影位置・方向（丸数字は次ページ以降の各写真の番号と対応）

※背景図として都市計画基本図（令和2年度作成）を使用しています。

図1 事業対象地の現在の施設配置図



①ペデストリアンデッキ
(事業対象地北西角から望む)



②ペデストリアンデッキから市民会館を臨む



③ペデストリアンデッキから
奥田公園への入口



④奥田公園駐車場への出入口



⑤市民会館正面



⑥ペデストリアンデッキへのエスカレーター



⑦市民会館前から秩父宮記念体育館を臨む



⑧旧近藤邸近景



⑨秩父宮記念体育館入口周辺から
旧南市民図書館を臨む



⑩奥田公園



⑪事業対象地付近の境川
(北側から南側を臨む)



⑫奥田公園から市民会館を臨む

2 市民及び関係団体等の意見のまとめ

(1) 市民ワークショップ

令和元年度に、市民ワークショップを全4回にわたり開催しました（参加者28人）。

ア 開催概要

表1 市民ワークショップの開催日程及びテーマ

開催日程		テーマ
第1回	2019年(令和元年) 9月7日(土)	・藤沢の文化とは?20年後どうあるべきか? ・市民会館のあり方について
第2回	2019年(令和元年) 11月9日(土)	・市民会館に求められる機能について ・市民会館に求められるホール機能について
第3回	2019年(令和元年) 12月7日(土)	・新市民会館におけるホール以外の機能について
第4回	2020年(令和2年) 1月11日(土)	・これまでの議論経過を踏まえた「新市民会館」のあるべき姿について

イ 結果のまとめ

市民ワークショップの意見概要は、次のとおりです。

表2 市民ワークショップ結果のまとめ

テーマ	内容
藤沢の文化とは？ 20年後どうあるべきか？【第1回】	<ul style="list-style-type: none"> ● 様々な年代や様々な国の人々が、平和の上に成り立つ文化芸術に触れる機会や体験する機会を提供でき、また、他からの文化流入や新たな文化を受け入れることができる「柔軟な文化」が藤沢に必要なものである。
市民会館のあり方について【第1回】	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者、障がいのある方、多国籍の方等、様々な人々が利用できる「利用者にやさしい施設」 ● 文化芸術を中心に、人と人との交流がうまれる「文化と人の交差点」 ● 子どもや若者が集い、学べる「人材の育成のための拠点」 ● 公共性を持った施設運営による「誰もが利用できる施設」
市民会館に求められる機能について【第2回】	<ul style="list-style-type: none"> ● 美術品等の企画展示できる機能 ● 博物館としての機能 ● 発表等の練習場所としての機能 ● 小規模な発表等も行える機能 ● 様々な人が集える“居場所”としての機能 ● 情報発信拠点としての機能 ● 災害時の避難場所としての機能 ● 伝統文化を継承していくための機能 ● 図書館及び文書館機能 ● 文化活動や社会教育のための機能 ● 子育て拠点としての機能 ● 市民参加による運営
市民会館に求められるホール機能について【第2回】	<ul style="list-style-type: none"> ● 多目的に使用できる大ホール機能 ● クラシック仕様の小ホール機能 ● 古典芸能向けの舞台としての機能 ● フラットスペース化できるホール機能 ● ロビーやホワイエで交流できる機能 ● 搬出入に配慮した機能 ● 楽屋機能の充実 ● リハーサル等に利用できる施設機能 ● 工夫した座席配置による観覧性の向上 ● 親子連れでも鑑賞が行えるような機能 ● バリアフリーへの配慮(観る側だけでなく、使う側にも) ● 観劇の合間等にくつろげるようなスペース(軽喫茶等) ● メンテナンス性の高い施設及び設備

テーマ	内容
新市民会館におけるホール以外の機能について 【第3回】	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報発信の場や交流の場等、多用途に使えるフリースペース的機能 ● 人と人との出会いや世代間交流につながる機能 ● 市の情報を提供するビジターセンター的機能 ● 美術・工芸作品の制作活動ができる機能 ● 避難施設としての機能の充実 ● 時代のニーズに合わせた使い方ができる施設 ● 様々な人が文化や芸術と出会うきっかけとなる施設 ● 藤沢の文化の拠点施設として、ランドマークとなりうる施設 ● 前庭部分を整備し、イベントスペースや発表場所など多目的に活用 ● 既存のペDESTリアンデッキを活用 ● レストランの併設による利便性の向上
これまでの議論経過を踏まえた「新市民会館」のあるべき姿について 【第4回】	<ul style="list-style-type: none"> ● 国籍・年齢・障がいの有無等にかかわらず、誰もが集い、文化芸術に触れることができ、また利用できる施設であるべき。 ● ホール機能については今後においても、さらなる議論が必要である。 ● 講演会や学習会を行える諸室、スタジオ、アトリエ等、誰もが利用できる施設や博物館のような機能が必要である。 ● 市民参加による運営を行い、様々な人々、分野の垣根を超えた交流をはぐくみ、お互いを高めあうことができるような施設となるべき。 ● 複合施設として一体型の建物を整備し、周囲はオープンなスペースとして多目的にしようできるようにすべき。 ● 市民が気軽に文化や美術などを鑑賞できるような施設を併設すべき

(2) 中・高校生向けワークショップ

令和元年度に、中学生・高校生を対象にワークショップを開催しました（参加者 8 人）。

ア 開催概要

表 3 中・高校生向けワークショップの開催テーマ

開催日程	テーマ
2019 年（令和元年） 8 月 24 日（土）	<ul style="list-style-type: none">・今の市民会館について知ってみよう・みんなの課題を見つけよう・課題の解決方法を考えよう・そのために市民会館に必要な機能を考えよう

イ 結果のまとめ

中・高校生向けワークショップの意見概要は、次のとおりです。

表 4 中・高校生向けワークショップ結果のまとめ

項目	内容
文化芸術に関するもの	<ul style="list-style-type: none">● 軽音楽等のライブができるスタジオ● 演者と交流できる小さめの劇場● 大規模な美術展覧会ができる展示スペース● 歌舞伎や落語など、伝統芸能を体験できる場所● ダンスができる大きな部屋
居場所に関するもの	<ul style="list-style-type: none">● いつでも自由に使える自習室● 静かな勉強専用スペース● 青少年のみが利用できるフリースペース● リラックスできる休憩所● 息抜きできるカフェ
その他	<ul style="list-style-type: none">● フリーWi-Fi の設置● 通学等にも利用できる駐輪場● 和食を中心としたフードコート● 品ぞろえの良い文房具店● カラオケ等の娯楽施設

(3) 関係団体意見等

令和元年度に藤沢市文化団体連合会、公益財団法人藤沢市みらい創造財団において意見交換を、令和2年度に藤沢商工会議所から意見収集を行いました。

ア 開催概要

表 5 関係団体の意見交換等開催日時

開催日時	関係団体
2020年（令和2年） 1月16日（木）	藤沢市文化団体連合会
2020年（令和2年） 2月27日（木）	公益財団法人藤沢市みらい創造財団
2020年（令和2年） 10月 ※アンケート形式	藤沢商工会議所

イ 結果のまとめ

関係団体等の意見概要は、次のとおりです。

(7) 藤沢市文化団体連合会、公益財団法人藤沢市みらい創造財団

表 6 藤沢市文化団体連合会、公益財団法人藤沢市みらい創造財団の意見

項目	内容
施設全体について	<ul style="list-style-type: none"> ● 複合施設として市民会館機能に図書館と市民ギャラリーがプラスされることはよいことである。 ● ホールのように音が出る施設と図書館のように静寂が求められる施設を一棟の中に入れ込むのは難しいのではないか。 ● 施設のバリアフリー化は必須である。 ● 文化活動を主体とした活動ができる場であること。 ● 様々な文化体験ができる文化スペースであるべき。 ● 人の行き来を生む、活気のある施設とすべき。 ● 新しい市民会館には、青少年会館的機能を付加することで、子ども、青少年、若者たちが集える「居場所」とすべき。そのためには、大人が立ち入ることができないスペースを設ける必要がある。 ● 文化の発信・継承の拠点であるべき。そのためには鑑賞のための機能だけでなく、体験ができる施設であることが重要である。 ● バリアフリーにソフト・ハードの両面から十分配慮していく必要がある。
個別の施設に関すること	<p>＜ホール等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民利用を中心として考えるべき。施設の規模として、現状以上のものは必要ないと考える。また、様々な団体が使うことが想定されるため、多用途に使えることが必要である。 <p>＜市民ギャラリー＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒が藤沢の文化について学べる施設とすべき。 ● 市民利用のためのギャラリーを補完するような展示施設があるとよい。 <p>＜その他＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 青少年が集える「居場所として」、大人が立ち入れない、青少年のみが利用可能な場所が必要である
文化事業について	<ul style="list-style-type: none"> ● 藤沢市民オペラは本市の文化の顔として今後も継続していくべき。

(イ) 藤沢商工会議所

表 7 藤沢商工会議所の意見

項目	内容
再整備後の市民会館のあり方（コンセプト）について	<ul style="list-style-type: none">● 未来の子どもたちや、子育て世代に魅力的な施設造りとともに、今後に発生する可能性のある災害時活用も踏まえた施設が必要。● 高齢者が多くなり、音楽をじっくり楽しむ想いが強まると思う。高齢者に優しい造りである必要がある。● リアルとオンラインのイベントに対応した施設機能を盛り込むと良い。● 文化芸術活動の拠点となるよう、多くの市民が利用でき、楽しめる場所になるよう、市民と共に要望に応えながら造り上げるべき。● 美術館や博物館といった文化的芸術的機能が充たされた施設がなく残念です。市民のためには必要な施設である。● 施設の壁面を使った歴史展示など、藤沢（市民）であることに誇りを持つものが必要。● 過去の日本の古いスタイルを想って良いものをつくる発想では、21世紀の成熟社会向けの施設は造れないと思う。高齢社会＋人生を楽しめる社会を先に作り上げたヨーロッパの成功例を参考とすべき。

(4) 市民からの意見集約

令和2年度に、市ホームページ及び広報ふじさわで周知を行い、市民会館再整備に関する意見募集を行いました（意見提出者数15人）。

ア 開催概要

表8 市民からの意見募集の期間及び意見募集内容

意見募集期間	意見募集内容
2020年（令和2年） 12月15日（火） ～ 2021年（令和3年） 3月31日（水）	<ul style="list-style-type: none"> 再整備後の市民会館のあり方（コンセプト）について 再整備後の市民会館に必要なホール機能について 再整備後の市民会館に必要な機能について その他の意見

イ 結果のまとめ

市民から提出された意見概要は、次のとおりです。

表9 市民からの意見集約結果のまとめ

項目	内容
再整備後の市民会館のあり方（コンセプト）について	<p><市民が集える場所></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 世代・国籍・障がい等を問わず、誰でも平等に利用できる、市民のための「公共施設」としての役割を果たせる施設 ● 景観の良い、皆が行きたくなるようなもの ● 子どもから大人まですべての人を対象に、気軽に集える開かれた場所 ● 藤沢駅の近くへ来たら、ちょっと寄ってみたいくなるような空間 <p><文化芸術の拠点></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 文化芸術活動を身近に感じる文化の拠点としてあるような場所 ● 気軽に本物の芸術を体験できる、毎日でも利用したくなる場所 ● 市民会館は、市民の文化芸術の中心となる物であるべき ● 建物その物が藤沢市のランドマークとなり、文化芸術の活動の拠点になると良い ● 文化芸術に関心の高い層だけではなく、働く世代や子育て等に忙しい層が日常的に文化芸術や市民活動に参加しやすい施設 <p><複合化等></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 民間活力と文化を融合した、誰もが気軽に訪れることができる施設 ● 文化芸術活動の拠点としての市民会館を保つため、他施設との複合化は最小限に抑えてほしい ● 商業的な視点ではなく、社会教育施設にふさわしいあり方が望まれる <p><防災機能></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 多くの市民が集まれる場所であり、災害時などにも頼れる場所にすべき

(5) 藤沢市民会館等再整備ワークショップ

基本構想の策定に当たり、本事業で整備する施設の役割や機能等について、市民の皆様の意見を聴取するための「藤沢市民会館等再整備ワークショップ」を全3回にわたり開催しています（参加者27人）。

ア 開催概要

表 10 藤沢市民会館等再整備ワークショップの各回開催テーマ

開催日程		テーマ
第1回	2021年(令和3年) 7月17日(土)	<u>テーマ1</u> ・対象エリアが自身にとってどんな場所か？ <u>テーマ2</u> ・対象エリアがどんな場所になってほしいか？
第2回	2021年(令和3年) 9月18日(土)	<u>テーマ1</u> ・複合化したときの活動(サービス・利用方法)を考える <u>テーマ2</u> ・対象エリアの施設配置・空間について (対象エリアの現在の施設配置や雰囲気気に入っているところは？ また、もっとこうしたら良いと思うところは？)
第3回 (予定)	2021年(令和3年) 12月4日(土)	・市民会館等再整備基本構想(素案)を踏まえ、さらに身近なエリアとするために、どのような活動をしたいか？

※当初、全4回での開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大状況を踏まえ、全3回に変更しました。なお、当初予定していた第2回と第3回を統合し、当初の予定どおりのテーマについて意見交換等を行いました。

イ 結果のまとめ

(7) 第1回 藤沢市民会館等再整備ワークショップ

意見概要は、次のとおりです。

<p>テーマ1</p> <p>対象エリアが自身にとってどんな場所か？</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 芸術文化に触れることができる藤沢を代表するエリアである • 芸術文化に触れる機会や楽しいイベント等を通じて、学びや成長を実感し、わくわくする体験を与えてくれる • 公園や旧近藤邸、施設周辺の緑の空間、境川沿いの環境等によって、ゆっくりくつろげる快適なエリアである • 所属する団体等での活動場所としても対象エリアが利用されており、なくてはならない場所（気軽に使いたい場所）である • 対象エリアは、市民会館での公演・催しの観覧、講演会等を目的に行くものの、用事がないと行く機会がないエリアである • 境川沿いの立地について、災害リスク（浸水）が懸念である
<p>テーマ2</p> <p>対象エリアがどんな場所になってほしいか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 現状の対象エリア（市民会館、奥田公園等）や藤沢市が有するポテンシャル（人・歴史等）を活かすことで、文化芸術の拠点となるエリア • 子ども・若者からお年寄りまで多世代が集い、文化芸術に触れあうことができるとともに、楽しいコンテンツの充実や、奥田公園・施設周辺の緑の空間を活かすこと等により、多目的に、日常的に、気軽に利用できるエリア • 市民が毎日でも来たくなるエリアであるとともに、子育てや観光等の視点でも連携・発信することで、市民が誇れるエリア • わくわくする場所、あたたかく居心地の良いエリア • 浸水対策等によって市民の安心に繋がる防災拠点や持続可能なエリア • 快適に利用できるホール等の施設や、バリアフリー・交通（駐車場）等の視点から、利便性の高いエリア

(イ) 第2回 藤沢市民会館等再整備ワークショップ

意見概要は、次のとおりです。

テーマ1 複合化したときの活動（サービス・利用方法）を考える

- 活気があり、誰でも入りやすい空間であるとともに、ゆったりとくつろげるような雰囲気づくり
- 複合施設・広場・公園・外部空間を活かしたイベントの開催、施設間の連携が取れたイベント運営や屋内外のイベントスペース
- 市民会館（ホール）は、文化芸術分野の拠点として、老若男女が、演劇・オペラ等を楽しめるようなキャパシティーや音響設備を有するほうが良い
- 図書館は、静かでゆったりとした空間であること、屋外で読書できるようなオープンな施設・雰囲気であるほうが良い、気軽に立ち寄りやすい施設が良い
- 複合施設の利用として、使い勝手の良い空間づくりや、ホール利用の前後に図書館やギャラリーを利用する、小ホール等について多目的な使い方ができる
- 飲食しながらの講演会や音楽会の実施、青少年が利用できる軽食コーナー等の飲食スペースの設置
- 複合化により、学生（主に小中学校の子どもたち）が1日過ごせるようなサービスメニュー（空間）の提供や、オープンで可変性が高い空間づくりによるサービス提供方法の拡大（会議室の自由な規模設定、屋外の取り込み等による施設間の活動の連携）
- 情報を集約・発信するコーナーやWEB ページ、掲示板の設置、オンライン予約ができる
- あったら良い機能やサービスとして、託児室、自習室、貸会議室、ラウンジ、レストラン、カフェ、茶室、コンビニ、銀行、郵便局、市民ギャラリーでの販売等
- 運営に関して、市民ボランティアや学芸員の設置、簡単な利用手続き、拠点全体の施設の一体管理、コンシェルジュ、ワンストップサービスの提供
- 始めから施設の完成形を決めるのではなく、オープンスペース等使う市民が作り上げていく部分があると良い
- 複合施設の配置に関して、関連する機能の併設や、現在分散している施設の一体化をするのが良い
- インクルーシブの思想を持ったサービス提供（障がいや何らかの事情を持った方との共生）

テーマ2 対象エリアの施設配置・空間について

<気に入っているところ>

- 市民会館の正面入口・広場等の分かりやすく、広々として明るい空間・雰囲気
- 奥田公園の広々とした空間、奥に境川があるまちの喧騒から離れられる場所
- 市民会館前のペデストリアンデッキが便利、歩いているときの気分が良い
- 旧近藤邸は風格があって良い、旧近藤邸前の芝生広場は落ち着いてのんびりできる
- ハレの場（発表会等）としての機能
- 現在の施設配置が良い

<もっとこうしたら良いと思うところ>

- 文化・芸術を大切にした再整備を前提にしつつ、カフェ・飲食スペースの整備、ゆったりとくつろげるような空間や屋外空間の有効活用等により、多種多様な利用者のニーズに応えられ、全ての人にとっての憩いの場になってほしい
- 対象エリア全体で植栽の緑を中心とした空間づくりや、屋外の自然を楽しめるような新林公園と市民会館等を含めた文化ゾーンの整備

- 市民会館の小ホールのイベント等の利用や、エントランスホールへの美術作品の展示等、文化芸術の市民の発表・活動の場、図書館や体育館利用者がふらっと立ち寄り、文化・芸術に触れられる場
- 図書館は蔵書に囲まれた静かな空間やくつろげる空間が欲しい。市内に点在する図書館に役割を持たせる（デジタル化を見通した施設整備）
- 交通・アクセスに関して、ペDESTリアンデッキは藤沢駅から繋がっているほうが便利で良い、ペDESTリアンデッキから市民会館に直接入れるほうが良い、バス等大型車の駐車場設置等
- 奥田公園への動線や、ホール来場者と出演者の動線の切り分け、公演開催時にもスムーズな来場者動線
- 高齢者や子育て世代も利用しやすいようにバリアフリー化（駐車場・トイレ等）された設備、浸水・津波の災害対策、災害時の利用を見据えた設備
- 旧近藤邸は、老朽化しているため、移築か改修をして、今よりも旧近藤邸を知ってもらえるようにしてほしい
- 現在ある個別の施設を複合化する上で、シンプルなレイアウトや、開館時間の異なる施設配置の工夫、わかりやすい配置が良い

その他 複合化に当たって懸念すること

- 複合化により、各施設の面積が減少する可能性や容積の限界があるのではないか
- 収蔵庫を設置するには地形的なデメリットがあるのではないか
- 施設のランニングコストに配慮し、後世の負担とならないようにしてほしい
- 複合化しなくてもできることはあるのではないか

3 藤沢市民会館等再整備基本構想策定検討委員会

(1) 開催概要

基本構想の策定に当たり、専門的な知見等から幅広く検討を行うため、学識経験者、利用者等関係団体、市民、市職員からなる「基本構想策定検討委員会」を設置しました。

表 11 藤沢市民会館等再整備基本構想策定検討委員会の各回開催テーマ

回	開催日・場所	議題
第1回	2021年（令和3年）7月1日（木） 藤沢市役所 本庁舎8階 8-1、2会議室	(1) 委員会の趣旨説明 (2) 市民会館等の現状及び課題 (3) 市民会館等再整備のこれまでの経過 (4) 今後のスケジュール (5) その他
第2回	2021年（令和3年）7月31日（土） 藤沢市民会館 第2展示集会ホール	(1) 本事業にかかる基本事項 (2) 市民ワークショップの報告 (3) 本事業の基本理念について (4) ホール事例の紹介 (5) その他
第3回	2021年（令和3年）9月8日（水） 藤沢市役所 本庁舎8階 8-1、2会議室	(1) 基本理念（案） (2) 複合化対象機能について (3) 再整備基本方針の考え方 (4) ホール席数検討における評価の視点（案） (5) その他
第4回	2021年（令和3年）10月8日（金） 藤沢市役所 本庁舎8階 8-1、2会議室	(1) 基本理念について (2) 市民ワークショップの報告 (3) 複合化対象機能について (4) 再整備基本方針（案）について (5) ホールの設置目的について (6) ゾーニングのイメージについて (7) その他
第5回	2021年（令和3年）10月28日（木） 藤沢市役所 本庁舎8階 8-1、2会議室	(1) 藤沢市民会館等再整備基本構想（素案）について (2) その他
第6回	2021年（令和3年）12月10日（金）予定 藤沢市役所 本庁舎8階 8-1、2会議室	(1) 藤沢市民会館等再整備基本構想（案）について (2) その他

(2) 委員名簿

○藤沢市民会館等再整備基本構想策定検討委員会 委員名簿

	氏名	区分	所属等
1	川村 恒明	学識経験者	元文化庁長官
2	間瀬 勝一	学識経験者	全国公立文化施設協会 名誉アドバイザー
3	中島 直人	学識経験者	東京大学准教授
4	長田 祥男	文化団体	藤沢市文化団体連合会 会長
5	野口 捷代	経済団体	藤沢商工会議所
6	黒川 栄	公募委員	市民公募
7	飯田 泰興	公募委員	市民公募
8	宮原 伸一	市職員	企画政策部長
9	神原 勇人	市職員	生涯学習部長
10	奈良 文彦	市職員	計画建築部長